狭山市中部備蓄倉庫改修工事

図面番号	図　面　名　称	縮　尺	図面番号	図　面　名　称	縮　尺
A-00	表紙・図面リスト	—	A-12	ｷｰﾌﾟﾗﾝ・建具表	S=1/100 S=1/30 S=1/20
A-01	特記仕様書（改修その１）	—	A-13	階段平面図・断面図、棚平面図・詳細図	S=1/50 S=1/20 S=1/30 S=1/10
A-02	特記仕様書（改修その２）	—	A-14	梁伏せ図、軸組図、部材リスト	S=1/50
A-03	特記仕様書（改修その３）	—	A-15	屋根伏図	S=1/50
A-04	特記仕様書（改修その４）	—	A-16	仮設計画図(参考)	S=1/100
A-05	特記仕様書（改修その５）	—	E-01	電気設備工事特記仕様書	—
A-06	案内図・配置図	S=1/200	E-02	配置図	S=1/100
A-07	仕上表、備品リスト	—	E-03	電灯コンセント設備図	S=1/60
A-08	平面図（改修前・改修後）	S=1/50	M-01	機械設備工事特記仕様書(1)	—
A-09	立面図（改修前・改修後）	S=1/100	M-02	機械設備工事特記仕様書(2)	—
A-10	断面詳細図（改修前・改修後）	S=1/10 S=1/15	M-03	換気設備図（改修前・改修後）	S=1/60
A-11	展開図	S=1/50 S=1/100			

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6	工事名　狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号
	図面名　表紙・図面リスト	A －00
	縮　尺　N.S	

工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事

Ⅰ　工事概要

１．工事場所　狭山市入間川４丁目１６番４号
（狭山市コミュニティセンター敷地内）

２．敷地面積　８８９，１４０㎡

３．工事種目（建物概要）

施設名	建物用途	構造	階数
中部防災備蓄倉庫	倉庫	鉄骨造	2階
	1階	2階	
床面積(倉庫)	５４.５５㎡	５４.５５㎡	
建築面積(倉庫)	５４.５５㎡		

４．工事内容
防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内装改修工事
塗装改修工事、照明設備LED工事、その他付帯工事一式

５．工　　期

契約工期	契　　約　　日から令和 9年 1月29日まで
共通仮設費率の算定に用いる工期	契約工期とする
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場施工期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
	ただし、仮設工事等は施設との協議による

６．工事範囲
※「３．工事種目」すべてを工事範囲とする。
・「３．工事種目」のうち各工事項目における工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て、今回工事範囲とする。

工事項目＼工事種目	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	
2　仮設工事	○			
3　防水改修工事	○			
4　外壁改修工事	○			
-1 コンクリート打放し仕上げ外壁				
-2 モルタル塗り仕上げ外壁	○			
-3 タイル張り仕上げ外壁				
-4 塗り仕上げ外壁	○			
-5 外壁用塗膜防水塗り				
5　建具改修工事	○			
6　内装改修工事	○			
7　塗装改修工事	○			
8　耐震改修工事				
9　環境配慮改修工事				
10　鉄筋工事				
11　コンクリート工事				

Ⅱ　建築改修工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書（改修）及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和７年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(令和７年版)」(以下、「標準仕様書」という。)による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。
（2）改修標準仕様書及び標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。
（3）本特記仕様書の表記
1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、(・) 印の付いたものを適用する。(・) 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。(・) 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。　(・) 印と ※の場合は、(・)のみを適用する。
3）特記事項に記載の｛　.　.　｝内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。
4）特記事項に記載の［　.　.　］内の表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
5）特記事項に記載の（　.　.　）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
6）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また、（　　）内は製品名を示す。
7）本工事において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版）」及び、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針（最新版）」による特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等（以下「特定調達物品等」という）を選択するよう努めるものとする。
なお、[G] 印は設計図書で定めのある品目を示す。
8）注は改修標準仕様書及び標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項目	特記事項

1 一般共通事項

(1) 適用基準等
※埼玉県建築工事実務要覧に記載の要領等
※建築工事監理指針（国土交通省監修）（参考図書）
※建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　令和４年版）
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

(2) 条件明示事項
保険の種類　｛1.1.3｝
※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの)
※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの）
※請負業者賠償責任保険等　・
保険の期間　※契約工期末までの期間　・

(3) 工事実績情報の登録
※行う（請負代金額500万円以上、10日以内に登録）　・行わない　[1.1.4]｛1.1.8｝

(4) 適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・風圧力　風速（Vo=32m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ　(・Ⅱ)　・Ⅲ　・Ⅳ）
・積雪荷重　H12.5.31告示第1455号における区域　別表（　）
・大地震時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角
・1/200　・1/150　・1/120　・　　・図示（　　　）
確認箇所（　　　）

5 別契約の関連工事
※監督員指定の別契約工事を今回工事全体としてとらえ、主導的に調整する。[1.1.7]
・監督員指定の別契約工事が行う全体調整に全面的に協力する。

6 施工に注意を要する区域等
本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。[1.1.12、13]
・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物
・　・

(7) 工事の記録
埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。[1.2.4]｛1.6.6｝
埼玉県電子納品運用ガイドライン　※適用する（CD-R又はDVD-Rで１部提出）
・適用しない

8 電気保安技術者
適用する　[1.3.3]｛1.3.1｝

9 施工条件
施工時間　[1.3.5]
※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。
ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
・以下の期間を除いた現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。
年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間
指定期間（　　）
施工時間以外の施工条件
・図示による　・

(10) 施工中の安全確保
本工事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）とする。[1.3.7]

(11) 環境保全等
建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。[1.3.11]

(12) 発生材の処理等
引渡しを要するもの　[1.3.12]｛1.1.13｝
※無し（全て構外搬出適正処理）　・有り（※図示　・　）
注 a）発生材のうち特記により、引き渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。
b）産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。
c）引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。

13 県産品の使用
受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。｛1.4.2｝

(14) 環境への配慮
建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。[1.4.1]｛1.4.3｝
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

(15) 材料の品質等
※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。[1.4.2]
※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
③ 安定的な供給が可能であること
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること
※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 H18.2.15)に準拠した証明書を監督員に提出する。
※検査を受けて使用すべき工事材料は、監督員が指定するものとする。

(16) 石綿含有建材の調査
調査　[1.5.1]
※石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行い、使用の有無に関わらず結果を報告すること。
貸与資料（　石綿含有調査報告書　）
・分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法 JIS A 1481-1または JIS A 1481-2	定量分析方法 JIS A 1481-3または JIS A 1481-4
・	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所
・	・　箇所	・　箇所

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　・図示　・

17 技能士　[1.6.2]｛1.3.3｝

工事種別	適用技能士	
仮設工事	・とび作業	
防水改修工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業	・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業
	・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業	・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業
	・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業	・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業
	・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業	・FRP防水工事作業
	・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業	
	・左官作業	・内外装板金作業
外壁改修工事	・左官作業	・タイル張り作業
	・建築塗装作業	・樹脂接着剤注入工事作業
建具改修工事	・ビル用サッシ工施工作業	・ガラス工事作業
	・自動ドア施工作業	・建築フィルム作業
内装改修工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上作業
	・木質系床仕上げ工事作業	・鋼製下地工事作業
	・ボード仕上げ工事作業	・タイル張り作業
	・吹付け硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱工事作業	・保温保冷工事作業
	・壁装作業	
塗装改修工事	・木工塗装作業	・建築塗装作業
耐震改修工事	・鉄筋組立て作業	・型枠工事作業
	・とび作業	・構造物鉄工作業
その他	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業	

18 化学物質の濃度測定　(1.5.9)[1.7.9]

対象化学物質	判定基準	備考
ホルムアルデヒト	100μg／m³（0.08ppm）以下	※厚生労働省が定める指針値，量単位の換算は２５℃
トルエン	260μg／m³（0.07ppm）以下	
キシレン	200μg／m³（0.05ppm）以下	
エチルベンゼン	3,800μg／m³（0.88ppm）以下	
スチレン	220μg／m³（0.05ppm）以下	
パラジクロロベンゼン	240μg／m³（0.04ppm）以下	

測定方法
採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。
①検体の採取方法　※吸引方式(アクティブ法)又は拡散方式(パッシブ法)
・吸引方式(アクティブ法)　・拡散方式(パッシブ法)
②アクティブ法
ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法（以下ＨＰＬＣ）により行う。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ／質量分析法（以下ＧＣ／ＭＳ）により行う。
③パッシブ法
ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、ＨＰＬＣ又はガスクロマトグラフ法（以下ＧＣ）あるいはＡＨＭＴ－吸光光度法のうち採取機器に適応した分析法による。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しＧＣまたはＧＣ／ＭＳのうち採取機器に適応した分析法による。
測定対象室　・監督員の指定する室（　室）　・図示
測定箇所数　※（　）　・図示
測定時期　※工事着手前及び完了後
報告書　※２部　・

(19) 中間検査
中間検査　※行う（埼玉県建設工事検査要綱第４条）・行わない　[1.7.2]｛1.5.1｝
中間検査実施回数（　）　実施段階（　　）監督員の指示による
中間検査成績評定　※対象外　・対象（埼玉県建築工事成績評定要領第２）

(20) 完成図等
監督員の指示により埼玉県建築工事監督要綱別表第１に示す書類を原則電子データで提出する。[1.8.1～3]｛1.6.1～3｝
完成図等の種類及び記入内容
完成(竣工)図（※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの）
図面情報電子化媒体　※CD-R又はDVD-R，1部
CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF　(・)JWW
（埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による。CADﾃﾞｰﾀのﾊﾞｰｼﾞｮﾝは監督員と協議する）
(・)完成図(製本)※二つ折り(A2版)　製本2部
保全に関する資料　※１部　・　部（通常取扱いに注意を要するものの使用方法を解説する）
完成写真（埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成する）
埼玉県電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ　※適用する(CD-R又はDVD-Rで1部提出）・適用しない
撮影者　※監督員の承諾する撮影者　・
撮影箇所　※外部（ ）内部（ ）
着工時と完成時の状況を比較できるように撮影する
・埼玉県建築工事写真作成要領別表５
原本及びアルバムを各1部提出
原本(電子媒体：撮影時のJPEG)及びアルバム(紙媒体又は電子媒体)を各1部提出
パネル入り（外部全景）完成写真　・要　・不要
施設CADデータ　・更新して提出　・更新しない

(21) 保証書
防水工事　⊗屋上防水　・外壁防水　・金属屋根　(・)建具工事(シャッター)　｛1.6.4｝
建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料ﾒｰｶｰの3者連名とし2部提出する。
上記以外　・１部提出

(22) その他
（1）工事に伴い、必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。
（2）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。
（3）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。
（4）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月７日までに監督員に提出する。
（5）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。

2 仮設工事

1 騒音・粉じん等の対策
・防音パネル　・防音シート　[2.1.3]
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲　※図示　・

(2) 足場等　[2.2.1][表2.2.1]
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
外部足場　(・)設置する（設置範囲　(・)図示　・　）・設置しない
防護シート　(・)設置する（設置範囲　(・)図示　・　）・設置しない
内部足場　(・)設置する（※脚立、足場板等　・　）・設置しない
材料、撤去材等の運搬方法
種別（・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種）
Ｃ種：利用可能なエレベーター（・図示　・　）
Ｄ種：利用可能な階段　（・図示　・　）
墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。
(・)フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。

3 既存部分の養生　[2.3.1]
既存部分　養生の方法（※ビニルシート、合板等　・　）
既存家具、既存設備等　養生の方法（※ビニルシート等　・　）
既存ブラインド、カーテン等
養生の方法（・ビニルシート等　・　）
保管場所　（・図示　・　）
固定された備品、机、ロッカー等の移動　・図示　・
既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

4 仮設間仕切り
仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　・図示　・　[2.3.2][表2.3.1]
仮設間仕切りの種別と材質等

種別	下地	仕上げ（厚さmm)	塗装	充填材
・Ａ種	・木 ・軽量鉄骨	・せっこうボード（9.5mm） 種類（　）	・無し ・片面	※有り
・Ｂ種		・合板（9.0mm） 材種（　）		
※Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材質	仕上げ	塗装	設置箇所	充填材
※木製	※合板張り程度	・無し	※図示　・　か所	・有り
・	・	・片面		・無し

充填材：グラスウール32k（厚：50mm以上）

5 監督員事務所
規模　・既存建物内の一部を使用　[2.4.1]
・構内に新設　㎡
※設置しない（下記備品のみ用意する）
備品（　名分相当）
・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽
・保護帽　・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー
・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機
・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター

(6) 現場表示板
※設置する（｛1.1.12｝による表示　・要　・不要）・設置しない　[2.4.1]｛1.1.12｝

(7) 工事用水
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（※有償　・無償）

(8) 工事用電力
構内既存の施設　※利用できない　・利用できる（別途施設調整を行うこと）

(9) 工事用搬入路
※図示　・

(10) 仮囲い
※設置位置等は監督員の指示による　・図示

(11) 交通誘導員
必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
配置箇所　※監督員の指示による　(・)図示

12 快適トイレ
仕様　※図示　・

3 防水改修工事

1 施工数量調査
調査範囲　・図示の範囲　・既存屋上防水立上り部　[1.6.2、3]
調査方法　・図示　・目視、打診、触診
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書　提出部数　・２部　・

(2) 降雨等に対する養生方法（とい共）
※[3.1.3](5)(ｱ)～(ｳ)による　・　[3.1.3]

(3) 既存防水の処理　[3.1.4][3.2.3、4、6]
既存保護層の撤去　・行う（範囲　・図示　・監督員との協議による）(・)行わない
既存防水層の撤去　(・)行う（範囲　(・)図示　・監督員との協議による）・行わない
既存露出防水層表面の仕上塗装除去
・行う（・M4AS　・M4ASI　・M4C　・M4DI）(・)行わない
既存塗膜防水層表面の仕上塗装除去　・行う（L4X）　・行わない

(4) 既存下地の処理
既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　(・)図示　・　[3.2.6]
POS工法及びPOSI工法（機械式固定方法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　※[3.2.6](4)(ｳ)(g)①～③による　・
設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理　・図示　・

5 アスファルト防水
屋根保護防水　[3.3.2～5]
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 [G]　[9.2.1～3]	絶縁用ｼｰﾄ	立上り部の保護
・Ｐ２Ａ	・A-1 ・A-2 ・A-3			※ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・れんが押え ※JIS R 1250 ・ ・ﾓﾙﾀﾙ押え(屋内)
・Ｐ１Ｂ	・B-1 ・B-2				
・Ｐ２ＡＩ	・AI-1 ・AI-2 ・AI-3		(材質) ※JIS A 9521に基づく押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA（ｽｷﾝ層付き） ・ (厚さ)・　mm　・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・	
・Ｐ１ＢＩ ・Ｔ１ＢＩ	・BI-1 ・BI-2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・
・乾式保護材
窯業系パネルⅠ類（厚さ　mm、幅　mm）

屋根露出防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 [G]	仕上塗料	備考
・Ｍ４Ｃ	・C-1 ・C-2 ・C-3 ・C-4			(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	
・Ｍ３Ｄ ・ＰＯＤ	・D-1 ・D-2			(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
・ＰＯＤＩ ・Ｍ３ＤＩ ・Ｍ４ＤＩ	・DI-1 ・DI-2		[3.3.2(9)] (種類) ・ (厚さ) ・　mm　・	(種類・使用量) ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない

高日射反射率防水の適用 [G]　※適用する　・適用しない
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※[表3.3.3]から[表3.3.9]による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※R種
厚さ（　）mm以上
絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示　・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　※アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・　（個）

お茶香るまち　狭山市　都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

屋内防水
防水層の種別

工法	種別	施工箇所	備考
・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ	・E-1 ・E-2		保護層　・設ける ・設けない

・E-1の工程3を行う部位（※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　・　　　　）
押え金物の材質及び形状
※アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　・
屋根排水溝　　※図示　　・

⑥改質アスファルトシート防水

屋根露出防水（既存）　[3.4.2、3]
新設防水層の種別

工法	種別	施工箇所	断熱材 G [9.2.1～3]	仕上塗料	備考
・M4AS	・AS-T1 ・AS-T2 ・AS-J2			(種類・使用量) ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ・	
・M3AS ・P0AS （塗膜防水併用工法同等）	・AS-T3 ・AS-T4 ・AS-J1 ・AS-J3 (P0ASのみ)	屋上		(種類・使用量) ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
・M3ASI ・M4ASI ・P0ASI	・ASI-T1 ・ASI-J1		(材質) ※JIS A 9521による発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ ・ (厚さ)・　・	(種類・使用量) ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない

高日射反射率防水の適用 G　※適用する　・適用しない
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※[表3.4.1]から[表3.4.3]による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※[表3.4.1]から[表3.4.3]による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※[表3.4.1]から[表3.4.3]による　・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルトシートの製造所の指定による
・種類（　　　　　　）、設置数量（　　　　）個／㎡
押え金物
※アルミニウム製　L-30×10×1.2mm程度　・

絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　　※改質アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・
設置数量　※改質アスファルトルーフィング類の製造所の指定　・　　（個）
絶縁断熱工法の防湿用シート　・設置する　・設置しない

7 合成高分子系ルーフィングシート防水

新設防水層の種別　[3.5.2～4][表3.5.1～3]

工法	種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料	備考
・POS ・S4S	・S-F1 ・S-F2 ・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない
・S3S	・S-F1 ・S-F2	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・ ・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・		(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない
・M4S	・S-M1 ・S-M2 ・S-M3			(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない
・POSI ・S3SI ・S4SI ・M4SI	・SI-F1 ・SI-F2 ・SI-M1 ・SI-M2	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	(材質) ※JIS A 9521による発泡ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ ・ (厚さ)・25mm　・50mm	(種類・使用量) ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける ・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける ・設けない

高日射反射率防水の適用 G　※適用する　・適用しない
・S-M2で立上り面を接着工法とする場合
立上り面のシート厚（※1.5mm　・　　）
・S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の使用
※非歩行使用　・軽歩行仕様
・SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム（・設置する　・設置しない）

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
・P1S	・S-C1		・	※7mm以下 ・

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合
厚さ　　（　　　　）mm
目地割り　（※2㎡程度　最大目地間隔3m程度　・　　　　）
目地の種類（※押し目地　・　　　）
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による　・
JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
絶縁用シートの材質
※発泡ポリエチレンシート　　・
固定金具の材質及び寸法形状
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板及びそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
・
脱気装置の種類及び設置数量
※ルーフィングシートの製造所の指定による
・種類（　　　　　）、設置数量（　　　　）個／㎡

接着工法の目地処理
・ＰＣコンクリート下地の場合（　　　　　）
ＰＣコンクリート部材の入隅部の増張り（種別S-F1、SI-F1の場合）
・行う（・図示　・　　　）　・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力(・1　・1.15　・1.3)倍の風圧力に対応した工法

8 塗膜防水

※特定化学物質障害予防規則の対象とならない材とする　[3.6.2、3]

ウレタンゴム系塗膜防水工法

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
・POX	※X-1 ・X-2 ・X-1H ・X-2H ・		(種類・使用量) ※主材料の製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける　・設けない (改修用ﾄﾞﾚﾝ) ・設ける　・設けない
・L4X	・X-1 ※X-2 ・X-1H ・X-2H ・		(種類・使用量) ※主材料の製造所の仕様 ・	(脱気装置) ・設ける　・設けない

高日射反射率防水の適用 G　※適用する　・適用しない
脱気装置の種類及び設置数量
※主材料の製造所の指定による
・種類（　　　　　）、設置数量（　　　　）個／㎡

ゴムアスファルト系塗膜防水工法

工法	種別	施工箇所	各工程数及び各工程の使用量	保護層
・P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・設ける　・設けない
・P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・設ける　・設けない

⑨シーリング

シーリング改修工法の種類　[3.1.4][3.7.2、3、7、8]
・シーリング充填工法
・シーリング再充填工法
・拡幅シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
エッジング材張り　　・適用する　・適用しない
シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
建具廻り	MS-2
伸縮目地	MS-2

仕上げを行わない施工箇所
・図示による　・

シーリング材の目地寸法
※改修標準仕様書3.7.3(1)による
・図示による　・
接着性試験
※簡易接着性試験　・引張接着性試験

注　練り混ぜた２成分形シーリング材は、１組の作業班が１日に行った施工箇所を１ロットとして、各ロットごとにサンプリングを行い、サンプリング試料を監督員に提出すること。

⑩とい

といその他の材種等　[3.8.2、3]
※配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・ルーフドレン
・表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類・　　　　）
・
とい受金物及び足金物の材種、形状、取付け間隔
材種
※改修標準仕様書3.8.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）・
形状
※市販品　　・
取付け間隔
※改修標準仕様書3.8.2による　・
多雪地域　・適用する　・適用しない
防露材のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法　・図示　・
鋼管製といの防露巻き　※[表3.8.4]による　・

ルーフドレンの種別及び呼び

種別		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ｉ型	※ねじ込み式	・80　・100　・125　・150	
・ろく屋根用横形Ｉ型	※ねじ込み式	・80　・100　・125　・150	
・バルコニー中継用	※ねじ込み式	・50　・80　・100	
	・差し込み式	・50　・75　・100	
・バルコニー用	※ねじ込み式	・50　・80　・100	
	・差し込み式	・50　・75　・100	

たてどい受金物の取付　※図示　・
ルーフドレンの取付　※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

⑪アルミニウム製笠木

種類　・オープン形式（・押出250形　・押出300形　・押出350形　）　[3.9.2、3]
・板材折曲げ形（・オープン形式　・シール形式　）
本体幅：（　　）mm、板厚（※2.0mm　・　　mm）
表面処理　種別　・
着色　・標準色（・アンバー　・ブロンズ　・ブラック系　・ステンカラー）
・特注色（　　　　　）
既存笠木等の撤去　・行う（範囲　・図示　・　　　）　・行わない
下地補修の工法　※図示　・
板材折曲げ形の笠木の取付方法　※図示　・
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

⑫防水工事施工票

[2.1.2]
※設置する（１ヶ所）（施工年月日は防水工事施工完了日（手直しは除く）を記入）
・設置しない

4 外壁改修工事

①施工数量調査

調査範囲　・外壁改修範囲　　・図示の範囲　[1.6.2、3]
調査時期　・外壁仕上げ等除去前　・外壁仕上げ等除去後
調査方法
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　・図示　・
調査報告書の部数　・２部　・

4-1 コンクリート打放し仕上げ外壁

1 ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　[4.1.4][4.2.4～7]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5未満　低	※200～300　・	・130　・
	0.5以上～1.0以下　中	※200～300　・	・130　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満　低	・50～100　・	・40　・
	0.3以上～0.5未満　低	・100～200　・	・70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下　中	・150～250　・	・130　・
			・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

コア抜取り検査　・行う　・行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・

・Ｕカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂

・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂　・ノンカットフィルム

2 欠損部改修工法

※充填工法　[4.1.4][4.2.4、7]
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

4-2 モルタル塗り仕上げ外壁

①既存モルタル塗りの撤去

※全面　・図示の範囲　・監督員との協議による

②ひび割れ部改修工法

・樹脂注入工法　[4.1.4][4.3.5～8]

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5未満　低	※200～300　・	・130　・
	0.5以上～1.0以下　中	※200～300　・	・130　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満　低	・50～100　・	・40　・
	0.3以上～0.5未満　低	・100～200　・	・70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下　中	・150～250　・	・130　・
			・

※エポキシ樹脂　低：低粘度形　中：中粘度形

コア抜取り検査　・行う　・行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　※図示　・
・Ｕカットシール材充填工法
・シーリング材
充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・
ポリマーセメントモルタルの充填　・行う　・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法
・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

③欠損部改修工法

・充填工法　[4.1.4][4.3.9、10]
・エポキシ樹脂モルタル　・ポリマーセメントモルタル

・モルタル塗替え工法
・現場調合材料
セメントの種類　※普通ポルランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種
・高炉セメントB種 G
・フライアッシュセメントB種 G
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で352J/g以下、かつ28日目で402J/g以下のものとする。
・既調合材料（　　　　　　　）
既製目地材　・使用する（形状　　　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　※図示　・

4 浮き部改修工法

[4.1.4][4.3.11～16]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・充填工法	—	—	—	—	—
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・
注入工法用材料
・ポリマーセメントスラリー

広がり速度 (cm/s)	長さ変化量（収縮）(%)	引張接着性（材齢28日）(N/mm²)	曲げ性能（材齢28日）(N/mm²)	吸水性（72時間）(%)	耐久性（劣化曲げ強さ）(N/mm²)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00

充填工法
※３　欠損部改修方法の「充填工法」による
・
モルタル塗替え工法
※３　欠損部改修方法の「モルタル塗替え工法」による
・

4-3 タイル張り仕上げ外壁

1 既存タイル張りの撤去

・外壁タイル張り全面　・図示の範囲
撤去範囲　※下地モルタルまで　・張付けモルタルまで

2 タイルの形状、寸法等

タイルの形状、寸法等　[4.4.5、8]

施工箇所	形状/寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
見本焼き
・行う(施工箇所：　　　　　)　・行わない
試験張り
・行う(範囲、仕様等は図示による)　・行わない

3 ひび割れ部改修工法

改修箇所　※既存タイル張り面　[4.1.4][4.4.5、6]
・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面）

・樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.5未満　低	※200～300	・130　・
	0.5以上～1.0以下　中	※200～300	・130　・
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満　低	・50～100	・40　・
	0.3以上～0.5未満　低	・100～200	・70　・
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0以下　中	・150～250	・130　・
			・

※エポキシ樹脂　・低粘度形　・中粘度形

コア抜取り検査　・行う　・行わない
抜取り個数　※長さ500mごと及びその端数につき１個　・
抜取り部の補修方法　・図示　・

4 欠損部改修工法

・タイル部分張替え工法　[4.1.4][4.4.5、7、8]
接着剤の種類
・ポリマーセメントモルタル
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

・タイル張替え工法
張替え用材料
・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
・張付けモルタル（・現場調合材料　・既調合モルタル）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置　※改修標準仕様書表4.4.2による　・
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
・行う　・行わない
・セメントモルタルによるタイル張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）

タイルの種類及び工法
・外装タイル（・密着張り　・改良圧着張り　）
・ユニットタイル（・マスク張り　・モザイクタイル張り）
シーリング　改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

・有機系接着剤によるタイル張り
モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理
・目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）
・
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地（※ポリウレタン系　・　　　）
・伸縮調整目地その他の目地　（※変成シリコーン系　・　　　）

シーリングのその他事項は、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

5 浮き部改修工法

[4.1.4][4.4.5、9～15][4.5.9～15]

工法の種類	アンカーピンの本数(本/㎡) 一般部	アンカーピンの本数(本/㎡) 指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 指定部	注入量(ml/箇所)
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	※25 ・
・タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—
・タイル張替え工法	—	—	—	—	—

アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工をしたもの
・
注入口付アンカーピン
※ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm
・
タイル部分張替え工法
※４　欠損部改修方法の「タイル部分張替え工法」による
・
タイル張替え工法
※４　欠損部改修方法の「タイル張替え工法」による

6 目地改修工法

・目地ひび割れ部改修工法　[4.1.4][4.4.5、16]
・伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　・図示　・
シーリングは、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

4-4 塗り仕上げ外壁等

①既存塗膜等の除去・下地処理及び下地調整

[4.5.4]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	**※既存仕上げ面全体　・図示**	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
・高圧水洗工法 加圧力　※30MPa程度以上	**※既存仕上げ面全体　・図示** (既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする)	
・塗膜はく離剤工法	**※既存仕上げ面全体　・図示** ・	
・水洗い工法	**※上記以外の既存仕上げ面全体　・図示** ・	

下地調整　※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル　[4.5.2]

・その他特殊な工法等（既存塗膜等に含有する石綿の除去を行う場合など。下地調整含む。）
※図示による　・

②仕上塗材仕上げ

[4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

新規仕上塗材の種類	呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｓｉ	・	・砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｓｉ	・	・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り）
	・外装薄塗材Ｅ	・	・さざ波状　・平たん状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・	・凹凸状（・吹付け・こて塗り）
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・	・着色骨材砂壁状(・吹付け・こて塗り)
	・外装薄塗材Ｓ	・	**・砂壁状じゅらく　・京壁状じゅらく**
・厚付け仕上塗材	・外装厚塗材Ｃ	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
	・外装厚塗材Ｓｉ	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
	・外装厚塗材Ｅ	・	上塗材　・適用する　・適用しない
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・	**・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状**
	・可とう形複層塗材ＣＥ	・	
	・複層塗材Ｓｉ	・	耐候性　※耐候形３種　・
	・複層塗材Ｅ	・	上塗材
	・複層塗材ＲＥ	・	溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
	・防水形複層塗材ＣＥ	・	樹脂　※アクリル系　・
	・防水形複層塗材Ｅ	・	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材ＲＥ	・	・メタリック
		・	
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材Ｅ	・	・平たん状　・さざ波状　・ゆず肌状
	・可とう形改修塗材ＲＥ	・	耐候性　※耐候形３種　・
	・可とう形改修塗材ＣＥ	・	上塗材 溶媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系 樹脂　※アクリル系　・ 外観　※つやあり　・つやなし　・ﾒﾀﾘｯｸ

3 マスチック塗材塗り

種別　・Ａ種　・Ｂ種　[4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

4-5 外壁用塗膜防水材塗り

1 外壁用塗膜防水材塗り

[4.1.5][4.7.2、3][表4.7.1]
仕上げの形状（　ゆず肌仕上げ　　）工法（　　　　　　　　）
外壁用仕上塗料の耐候性　※JIS A 6909 の耐候形１種相当
・
下地挙動緩衝材の適用　・する　・しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（コンクリート打ち放し仕上げ外壁改修）による。
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。
吹付け工法の模様材の種類
・　　　　（・所要量　　(kg/㎡))
外壁用仕上塗料の種類
・防水形複層塗材E(・所要量　　(kg/㎡))
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書4章　外壁改修工事（塗仕上げ外壁等改修）による。

狭山市中部備蓄倉庫改修工事	お茶香るまち 狭山市　都市建設部建築住宅課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877 E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp	特記仕様書（改修その２）	No scale	A-02

5 建具改修工事

1 改修工法 [5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具		・	・	・建具表による ・
・樹脂製建具		―	・	・建具表による ・
・鋼製建具	・外部	・	・	・建具表による ・
	・内部	・	・	・建具表による ・
・鋼製軽量建具		・	・	・建具表による ・
・ステンレス製建具		・	・	・建具表による ・
・木製建具		・	・	・建具表による ・

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方　※図示　・
新規建具周囲の補修工法及び範囲　※図示　・
建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書3章　防水改修工事による。

2 防火戸 [5.1.4]

適用箇所　※建具表による　・
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
・行う（※建具表による　・　　）　・行わない

3 見本の製作等 [5.1.5]

建具見本の製作　・行う（建具符号：　　）　・行わない
建具見本製作の目的等：（　　）
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　　）　・行わない

4 防犯建物部品 [5.1.7]

適用箇所（・建具表による　・　　）

5 アルミニウム製建具 [5.2.2～5][表5.2.1、2]

性能値等
耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
気密性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
水密性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S-4	A-3	W-4	・70	※図示による
・B種	S-5			・100	※図示による
・C種	S-6	A-4	W-5	・	※図示による

防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ G
断熱性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
材料
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具　種別　・BB-1種　・BB-2種　・
着色　・標準色　・特注色
屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種　・
着色　・標準色　・特注色
結露水の処理方法　・水貯め式　・排水式
工法
水切り板、ぜん板等　※図示　・

6 網戸等 [5.2.3][5.3.3]

種類	材種	線径	網目
・防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

7 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2～5]

性能値等
耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
気密性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
水密性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S-4	A-4	W-4	・	※図示による
・B種	S-5		W-5	・	※図示による
・C種	S-6			・	※図示による

防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級　・T-1　・T-2（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ G
断熱性の等級　・H-4　・H-5　・H-6　・H-7　・H-8
（適用する建具　※建具表による）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級　・
枠の見込み寸法　※建具表による
材料
ガラス　※複層ガラス　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
表面色　・標準色　・特注色
工法
水切り板、ぜん板　※図示　・

⑧ 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2、4][表5.4.2]

性能値等
簡易気密型ドアセット
・適用する（※建具表による　・　　）・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ G
断熱性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
耐震ドア
面内変形追随性の等級（・D-1:1/300　・D-2:1/120　・D-3:1/100　）
（適用する建具　※建具表による）
材料
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ
大型建具(1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超えるもの)
※建具表による　・
上記以外の鋼製建具　※[表5.4.2]による　・建具表による　・
標準型鋼製建具の形式及び寸法　※建具表による　・

9 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.5.2～4]

性能値等
簡易気密型ドアセット
・適用する（※建具表による　・　　）・適用しない
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ G
断熱性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
耐震ドア
面内変形追随性の等級（・D-1:1/300　・D-2:1/120　・D-3:1/100　）
（適用する建具　※建具表による）
材料
鋼板　・亜鉛めっき鋼板　・ﾋﾞﾆﾙ被膜鋼板　・ｶﾗｰ鋼板　・ｽﾃﾝﾚｽ鋼板
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ
大型建具(1枚の戸の有効開口幅が950mm又は有効高さが2,400mmを超えるもの)
※建具表による　・
上記以外の鋼製軽量建具　※[表5.5.1]による　・建具表による　・
標準型鋼製建具の形式及び寸法　※建具表による　・

10 ステンレス製建具 [5.2.2][5.4.2][5.6.2～5]

性能値等
簡易気密型ドアセット
・適用する（※建具表による　・　　）・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
耐風圧性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
防音ドア、防音サッシ
遮音性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
断熱ドア、断熱サッシ G
断熱性の等級（　　）（適用する建具　※建具表による）
耐震ドア
面内変形追随性の等級（・D-1:1/300　・D-2:1/120　・D-3:1/100　）
（適用する建具　※建具表による）
材料
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※ＨＬ　・
形状及び仕上げ
表面色　・標準色　・特注色
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

11 木製建具 [5.7.2～4]

建具材の加工、組立時の含水率　※Ａ種　・
建物内部の木製建具に使用する接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

・フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※改修標準仕様書5.7.2(2)(ｲ)(a)による　・

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板 G	表面の樹種 ・ 板面の品質（※広葉樹1等　・　　） 接着の程度（・１類　・２類）	
・天然木化粧合板 G	樹種名（　　） 接着の程度（・１類　・２類）	
・特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板 ・ 接着の程度（・１類　・２類）	
・MDF G		

表面板の厚さ　※[表5.7.6]による　・
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用
・適用しない　・適用する

・かまち戸
かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による　・

・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り(押入等の裏側以外)　・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　※19.5mm　・建具表による　・

・戸ぶすま
表面板の仕上　・建具表による　・
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・

・紙張り障子
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・

枠及びくつずりの材料　・建具表による　・

12 建具用金物 [5.8.1～3]

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※[表5.8.1]及び適用は建具表による　・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※[表5.8.2]による　・建具表による　・
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※[表5.8.3]による　・建具表による　・
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※[表5.8.4]による　・建具表による　・
木製建具に使用する戸車及びレール
※[表5.8.5]による　・建具表による　・
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付位置
・建具表による　・図示　・
錠前類
シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠
クローザ類

13 鍵

マスターキー　・製作する(・新規　・既存マスター合わせ)　・製作しない　[5.8.4]
その他の鍵　※各室３本１組（室名札付き）　・
鍵箱　・無　・有

14 自動ドア開閉装置 [5.9.2、3]

戸の開閉方式
・建具表による　・
・引き戸用駆動装置
性能値
※改修標準仕様書表5.9.1による（防錆　・適用する　・適用しない）
・種類・開閉方式（　　）・耐電圧（　　）
・温度上昇（　　）・耐久性(サイクル)（　　）
・防錆（　　）・電源（　　）
・車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
性能値
※改修標準仕様書表5.9.2による（防錆　・適用する　・適用しない）
・耐電圧（　　）・温度上昇（　　）
・耐久性(サイクル)（　　）・防錆（　　）
・電源（　　）
・引き戸用検出装置
性能値
※改修標準仕様書表5.9.3による（防錆　・適用する　・適用しない）
・耐電圧（　　）・防錆（　　）
・防滴（　　）・電源（　　）
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目　・建具表による　・
タッチスイッチの種類
・無線式タッチスイッチ　・光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
・大形押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ
凍結防止措置　・行う　・行わない

15 自閉式上吊り引戸装置 [5.10.3]

性能　※[表5.10.1]による　・

16 重量シャッター [5.11.2、3]

シャッターの種類
・管理用シャッター
・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　　）Pa
開閉方式の種類　※電動式（手動併用）　・手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　　）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）

管理用シャッターのシャッターケース　・設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板の材質
種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いる
スイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI

⑰ 軽量シャッター [5.12.2～4]

開閉形式の種類　・電動式（手動併用）　※手動式
耐風圧強度（　800　）Pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置　（設置箇所　・建具表による　・　　）
スラットの材質の種類
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量（※Z06又はF06　・　　）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量（※AZ90　・　　）
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

18 オーバーヘッドドア [5.13.2、3]

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分(Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 ・100 ・75 ・50	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）

19 ガラス [3.7][5.14.2～4]

適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さは建具表及び図面による。

・フロート板ガラス

フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・型板ガラス

型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による　・

・網入板ガラス

網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による　・

・合わせガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による　・
形状による種類	・平面合わせｶﾞﾗｽ・曲面合わせｶﾞﾗｽ
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅱ-1類　・Ⅱ-2類　・Ⅲ類

・強化ガラス

形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による　・
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	・Ⅰ類　・Ⅲ類

・熱線吸収板ガラス

板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
性能による種類	・１種　・２種

・複層ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による　・
断熱性による区分	・T1　・T2　・T3　・T4　・T5　・T6
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	・G　・S
乾燥気体の種類	・空気　・アルゴン

・熱線反射ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・
日射熱遮へい性による区分	・１種　・２種　・３種
耐久性による区分（日射熱遮へい性が２種の場合）	・Ａ種　・Ｂ種

・倍強度ガラス

材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による　・

・ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
ステンレス製	・シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による
樹脂製	・グレイジングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・図示による

20 ガラスブロック [5.14.5]

呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)	伸縮調整目地位置(mm)	防火性能
・160×160	・95 ・				
・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材の材質及び形状　※図示　・
力骨　材質　※ステンレス鋼(SUS304)　・
寸法　※径5.5mm　・
形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色　・白　・グレー
シーリングの種類　・SR-1　・PS-1
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　※図示　・
形状　※図示　・
目地部の横力骨の納まり　※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

21 ガラス用フィルム

※施工箇所は建具表による

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	その他性能等
・日射調整フィルム G	※SC-1	・SC-2	可視光線透過率：65%以上
・低放射フィルム	・LE		
・衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GI-1	・GI-2	
・層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・GD-1	・GD-2	
・ガラス貫通防止フィルム	・SF		

品質　JIS A 5759 による

熱割れ計算書　※要　・不要
第3者機関による性能測定データ　※要　・不要

6 内装改修工事

1 改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま　・図示

② 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]

ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）
・下地モルタルとも（・図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・機械的除去工法　・目荒し工法
コンクリート又はモルタル面の下地処理に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、「４章 外壁改修工事」による。
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・

3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※[4.3.10]によるモルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の処置　※図示）
・図示　・

4 施工一般 [6.5.2]

材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による

5 製材 G [6.5.2]

・JAS 1083-5　製材 - 第5部に基づく下地用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※2級 ・	※A種　・B種　・		・
		※2級 ・	※A種　・B種　・		・

・JAS 1083-2　製材 - 第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		※上小節 ・	※A種　・B種　・		・
見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A種　・B種　・		・
			※A種　・B種　・		・

・JAS 1083-6　製材 - 第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※1等 ・	※10%以下 ・A種・B種・		・
		※1等 ・	※10%以下 ・A種・B種・		・

・JAS 1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
		（　　） 造作材の場合 （※A種・B種）	※A種 ・B種 ・	・する ・しない	・
		（　　） 造作材の場合 （※A種・B種）	※A種 ・B種 ・	・する ・しない	・

6 造作用集成材 G

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材 [6.5.2]

施工箇所	品名	樹種名	見付け材面数	寸法(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※１等　・２等	・
					※１等　・２等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	化粧薄板の樹種名	芯材の樹種名	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面数	寸法(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
							※１等 ・２等	・
							※１等 ・２等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下　・	・
				※15%以下　・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※15%以下 ・	・
						※15%以下 ・	・

7 造作用単板積層材 G

・JAS 0701に基づく造作用単板積層材 [6.5.2]

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理の適用	間伐材等の適用
				・する ・しない	・

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			※14%以下 ・	・する ・しない	・
			※14%以下 ・	・する ・しない	・

・JAS 3079に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能（使用環境）	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用
							・
							・

お茶香るまち 狭山市 都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

8 合板等

・「合板の日本農林規格」による普通合板 G [6.5.2]

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※5.5 ・		※1類 ・2類	広葉樹 ※2等以上 ・1等 針葉樹 ※C-D以上 ・	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による構造用合板 G

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※2級以上 ・1級		※1類 ・特類	※C-D以上 ・	※12 ・	・適用する ・適用しない	・適用する (　) ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			・特類 ・1類	・適用する ・適用しない	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ(mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			・1類 ・2類	・適用する ・適用しない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		・1類 ・2類			・適用する ・適用しない

・パーティクルボード G

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ ・	※P又はM ・		※15 ・

・JAS 0360 に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法 (mm)

・MDF G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

9 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち [6.5.3]
※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
(改修標準仕様書6.5.3～5に示す程度の市販品　表8.20.1のF種程度)
・　(形状：　寸法：　材質：　)

10 接着剤

接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.5.3、4]

11 防腐･防蟻処理

・薬剤の加圧注入による防腐、防蟻処理 [6.5.5]

適用部材	保存処理性能区分
	・K2　・K3　・K4

・薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ・	※JIS K 1571に適合又は同等品

・薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位(　)
・合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位(　)

12 内部間仕切軸組及び床組み

間仕切軸組に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合) [6.5.6]
※杉又は松　・
床組に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合)
※杉又は松　・

13 窓、出入口その他

窓、出入口その他に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合) [6.5.7]
吊元枠、水掛りの下枠及び敷居　※ひのき　・
その他　※松又は杉　・

14 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　屋外 (※25形　・19形)　屋内 (※19形　・25形) [6.6.2～4]
屋外の形式及び寸法
野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔　・図示　・
周辺部の端からの間隔　・図示　・
野縁の間隔　・図示　・
既存の埋込みインサート　・使用する　・使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
・行う
試験箇所数　※屋内の場合、当該階において3箇所　・(　)箇所
引張試験にて確認する強度
※つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
・(　)N
・行わない

・吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井のふところが3.0mを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強　補強箇所　※図示　・
補強方法　※図示　・

15 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 [6.7.3、4][表6.7.1]
※[表6.7.1]により「スタッドの高さによる区分」に応じた種類　・図示　・
スタッドの高さが5mを超える場合　※図示　・
出入口及びこれに準じる開口部の補強　※[6.7.4](5)による　・

16 ビニル床シート G [6.8.2、3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・柄物	※2.0 ・	

接合部の処理　※熱溶接工法　・

17 ビニル床タイル G [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
※KT(ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	※2.0 ・3.0	
・TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・	
・FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・	・2.0 ・2.5 ・3.0	
・FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・500×500 ・	・4.0 ・	
・FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・	・	

18 特殊機能床材

・帯電防止床シート [6.8.2]
種類(　)　性能(　)　厚さ(mm)(　)
・帯電防止床タイル
種類(　)　性能(　)　寸法(mm)(　×　)　厚さ(mm)(　)
・視覚障害者用床タイル
視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による。
種類(　)　形状(　)
・耐動荷重性床シート
種類(　)　厚さ(mm)(　)
・防滑性床シート
種類(　)　厚さ(mm)(　)
・防滑性床タイル
種類(　)　寸法(mm)(　×　)　厚さ(mm)(　)

19 ビニル幅木

材質の種類　・軟質　・硬質　・床シート巻上げ(端部の処理は図示による) [6.8.2]
高さ(mm)　※60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

20 ゴム床タイル

種類　・単層品　・積層品 [6.8.2]
色柄(　)
厚さ(mm)・3.0　・4.5　・6.0　・9.0
寸法(mm)(　)×(　)

21 カーペット敷き G

・織じゅうたん [6.9.2、3][表6.9.1]

織り方	パイル形状
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット/ループパイル

色柄　※模様のない無地　・
パイル糸の繊維種等　※無地の織りじゅうたんの種別(・A種　・B種　・C種)
帯電性　・適用する　・適用しない
織じゅうたんの接合方法　※ヒートボンド工法　・つづり縫い
下敷き材　※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・

・タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7　・	・全面接着工法 ・ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	・適用する ・適用しない	
・ループパイル	・4～6　・			
・カット、ループ併用				

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号　呼び厚さ 8mm　・
タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・模様流し　・
階段部分　※模様流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物
材質(　)種類(　)形状等(※図示　・　)

22 合成樹脂塗床

[6.10.2、3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 (弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ
・ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 (防塵塗料塗り)		※製造所の指定による	表面仕上げ　※平滑 溶剤　※水性

塗床材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

23 フローリング張り G

フローリングのホルムアルデヒドの放散量等 [6.11.2～6]
※改修標準仕様書6.11.2.(2)による　・
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　・
単層フローリング(フローリングボード1等)
工法　・釘止め工法(・根太張り　・直張り)　・接着工法
樹種　※なら　・
間伐材等の適用　・する　・しない
単層フローリング(フローリングブロック1等)
樹種　・
厚さ(mm)　・
大きさ　・
間伐材等の適用　・する　・しない
複合フローリング
工法　・釘止め工法(・根太張り　・直張り)　・接着工法
樹種　※なら　・
種別　・A種　・B種　・C種
間伐材等の適用　・する　・しない
接着工法の場合の不陸緩和材　※合成樹脂発泡シート　・
・現場塗装仕上げ　※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

24 畳敷き

[6.12.2]
種別　・A種　・B種　・C種　・D種(畳床：・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N)
下地の種類　・標準仕様書 表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地(ノンフロン G)
・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳(畳表：・C1　・C2　)

25 せっこうボード
その他のボード張り

MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 [6.13.2、3]
※F☆☆☆☆　・
合板のホルムアルデヒド放散量
※改修標準仕様書6.13.2(2)(イ)の(a)～(d)のいずれか　・
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

木質系セメント板G

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質(HW)	・15　・20　・25　・
・中質(MW)	・15　・20　・25　・
・普通(NW)	・15　・20　・25　・

木片セメント板G

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質(HF)	・12　・15　・18　・21　・
・普通(NF)	・30　・

繊維強化セメント板

種類	厚さ(mm)、規格等
・けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ 2(無石綿)　・6　・8
・化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK タイプ 2(無石綿)　・6　・8 表面への化粧張り等の加工　・アクリル樹脂系焼付け

火山性ガラス質複層板

種類	厚さ(mm)、規格等
・火山性ガラス質複層板	・図示による

繊維板

種類	厚さ(mm)、規格等
ハードボード(素地) スタンダードボード(無処理)	・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(未研磨板(RN)・研磨板(RS)) ・内装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DI) 厚さ　・2.5　・3.5　・5　・7
テンパードボード(処理)	・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(未研磨板(RN)・研磨板(RS)) ・外装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DE) 厚さ　・2.5　・3.5　・5　・7
・ミディアムデンシティファイバーボード(MDF)G	厚さ　・3　・7　・9　・12
・インシュレーションボードG	A級(・天井仕上げ　・内装仕上げ　・　) ・9　・12　・15　・18

パーティクルボードG

種類	厚さ(mm)、規格等
・単板張りパーティクルボード	・無研磨板(VN)　・研磨板(VS) ・10　・12　・15　・18
・化粧パーティクルボード	・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV) ・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO) ・塗装(DC) ・10(難燃)・12(難燃)・

吸音材料

種類	厚さ(mm)、規格等
・ロックウール化粧吸音板(DR)	・フラットタイプ (・9(不燃)　・12(不燃)　・　) ・凹凸タイプ (・12(不燃)　・15(不燃)　・　)
・ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	・25　・
・グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	・25(ガラスクロス包)　・

せっこうボード製品

種類	厚さ(mm)、規格等
・せっこうボード(GB-R)	・12.5(不燃)　・15(不燃)
・不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5(不燃)・化粧無(下地張り用) ・化粧有(トラバーチン模様)
・シージングせっこうボード(GB-S)	12.5(※ 不燃　・ 準不燃)
・強化せっこうボード(GB-F)	・12.5(不燃)　・15(不燃)
・せっこうラスボード(GB-L)	9.5
・化粧せっこうボード(GB-D)	・木目12.5(不燃)幅 440mm 程度 模様(・柾目　・板目)　専用下地材有り ・ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様　9.5(準不燃)

合板G

種類	厚さ(mm)、規格等
・普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り(※ラワン合板程度　・　) 不透明塗料塗り(※しな合板程度　・　) 板面の品質　・ 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない
・天然木化粧合板	化粧板の樹種名・ 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法　・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ・ﾌﾟﾘﾝﾄ・塗装 (タイプ)　・ 表面性能　・ 厚さ(mm)　※図示による　・ 防虫処理　・行う　・行わない

化粧板

・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による　(※ 1.2　・　)
・ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合　※図示による
合板類の張付け　・A種　・B種　・
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類　※仕上表による

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類

突付け工法のエッジの種類	・ベベルエッジ　・スクェアエッジ
目透かし工法のエッジの種類	・ベベルエッジ　・スクェアエッジ

化粧加工の方法(・オーバーレイ　・プリント　・塗装　・　)

26 壁紙張り

壁紙のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・ [6.14.2、3]

施工箇所	壁紙の種類						防火種別	備考
	紙	織物	塩ﾋﾞﾆﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種
せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえの種別　※B種　・A種

27 モルタル塗り

モルタル　・現場調合材料　・既調合材料 [6.15.3、5、6]
既製目地材　・設ける　施工箇所(　)形状(※図示　・　)
・設けない
床目地　・設ける　目地割り　※2㎡程度(最大目地間隔3m程度)　・
種類　※押し目地　・
・設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理　※図示による　・

28 タイル張り

伸縮調整目地の位置 [6.16.2～4]
床タイル　(※縦、横とも4m以内ごと　・図示　・　)
床タイル以外　(・図示　・　)

伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改特記仕様書第3章による
試験張り　・行う(範囲、仕様等は図示による)　・行わない
見本焼き　・行う(施工箇所：　)　・行わない
・セメントモルタルによるタイル(セラミックタイル)張り

タイルの形状・寸法等

施工箇所	種類	形状/寸法(mm)	再生材料の適用G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既調合目地材

壁タイル張りの工法
内装タイル　・密着張り　・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・有機系接着剤によるタイル(セラミックタイル)張り
タイルの形状・寸法等

施工箇所	種類	形状/寸法(mm)	再生材料の適用G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色		耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無		
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・

29 セルフレベリング材塗り

塗厚(mm)　・ [6.17.2、3]

30 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上げ材	備考
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	

フリーアクセスフロアスフロアの試験方法
※標準仕様書20.2.2(2)(イ)(a)～(d)による　・
寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(オ)(a)～(c)による　・
・以下による
パネルの長さの寸法精度(　)
パネルの平面形状(角度)の寸法精度(　)
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度(　)
帯電防止性能
・評価値(U)≧0.6以上
・評価値(U)≧1.2以上
感電防止性能
漏えい抵抗(R)≧$1\times10^{6}\Omega$

31 可動間仕切

パネル材料のホルムアルデヒド放出量　※F☆☆☆☆　・ (20.2.3)

構造形式	構成基材の種類		パネル表面仕上げ	遮音性(db/500HZ)	防火性能
	ｽﾀｯﾄﾞ	パネル			
・ｽﾀｯﾄﾞ式(内蔵) ・ｽﾀｯﾄﾞ式(露出) ・パネル式 ・スタッドパネル式			・メラミン樹脂焼付又は アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

パネル内に取付ける建具　・あり(※図示　・　)　・なし
パネル内に取付ける建具のドアクローザ、丁番、錠前、上げ落しは、標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による。

32 移動間仕切

(20.2.4)

構造形式	操作方法	圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材		遮音性(dB/500Hz)
				材質	仕上げ	
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は、標準仕様書19章による。
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。
ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け金重量の5倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
・図示
パネルをランナーに取り付ける部品
※ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの
ハンガーレール及びランナー
※パネル重量の5倍の荷重を、パネル1枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの

33 トイレブース

パネル材料のホルムアルデヒド放射量　※F☆☆☆☆　・ (20.2.5)

表面材の種類	脚部種類	ドアエッジの材質	ドアエッジの形状
・メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木タイプ ・	※製造所の標準仕様 ・アルミニウム製 ・ステンレス製 ・表面材と同材	・標準 ・Rタイプ

34 手すり

材料の種類及び仕上げ (20.2.6)
・SUS304　表面処理　※HL程度　・
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき(※標準仕様書 表14.2.2による種別(　種))
・アルミニウム 表面処理(※標準仕様書 表14.2.1による種別(　種))
色合等　・標準色(　)　・特注色(　)

手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材(材種：　)	・ｸﾘｱﾗｯｶｰ　・	・30程度・35程度　・45程度		
・ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ	・	・30程度・35程度　・45程度		
・樹脂被膜ﾀｲﾌﾟ	・	・34φ		

お茶香るまち 狭山市 都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111(代) FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

7 塗装改修工事

① 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　[7.1.3]
防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　・次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：　　）

② 下地調整

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲　[7.2.1～7]
　※劣化部分は除去し、活膜部分は残す　・図示　・

下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	※不透明塗料塗りの場合はRB種	―
鉄鋼面	・RA種(注)　※RB種　・	―
亜鉛めっき面	・RA種(注)　※RB種　・	―
亜鉛めっき面(鋼製建具)	・RA種　※RB種　・	―
ﾓﾙﾀﾙ、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
コンクリート面(DP以外) ＡＬＣパネル面	・RA種　※RB種　・	・行う ・行わない
押出成形セメント板面	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
コンクリート面(DP)	・RA種(注) ・RB種　・RC種	・行う ・行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	・RA種　※RB種　・	―

(注)DP以外からDPへ塗替える場合の下地調整は、既存塗膜の種類及び劣化状況に応じてRA種(既存塗膜全除去)又はRB種(既存塗膜一部除去)を選定すること。

3 素地ごしらえ

[7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※Ａ種　・Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	・Ａ種　※Ｂ種
鉄鋼面（DP以外）		・Ａ種　・Ｂ種　※Ｃ種
鉄鋼面（DP）		・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		・Ａ種　・Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・Ａ種　※Ｂ種
コンクリート面（DP以外）及びALCパネル面		・Ａ種　※Ｂ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		・Ａ種　・Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		・Ａ種　※Ｂ種
せっこうボード面及び	目地：継目処理工法	※Ａ種　・Ｂ種
その他ボード面	目地：継目処理工法以外	・Ａ種　※Ｂ種

④ 錆止め塗料塗り

錆止め塗料塗りの種別　[7.4.2、3]

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP (工程の種別は [表7.4.3])	塗替え	Ａ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	Ａ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	Ａ種	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は [表7.4.3])	塗替え	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規見え掛り	・Ａ種　※Ｂ種	※Ａ種　・
		新規見え隠れ	・Ａ種　※Ｂ種	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は [表7.4.4])	塗替え	7.4.2(1)(ｲ)(b) による	・Ａ種(下地調整RA種) ・Ｂ種(下地調整RB種) ・Ｃ種(下地調整RC種)
		新規	7.4.2(1)(ｲ)(a) による	Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP (工程の種別は [表7.4.5])	塗替え	※Ａ種　・Ｂ種	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	※Ａ種　・Ｂ種	※Ａ種　・
		新規その他	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	EP-G (工程の種別は [表7.4.5])	塗替え	Ｃ種　・	※Ｃ種　・
		新規鋼製建具等	Ｃ種　・	※Ａ種　・
		新規その他	Ｃ種　・	※Ｂ種　・
	DP (工程の種別は [表7.4.6])	塗替え	Ｂ種　・	―
		新規	Ｂ種　・	―

⑤ 塗装 G

[7.5.2～7.12.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※1種　・2種	木部屋外	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	木部屋内	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
	鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※Ａ種　・	※Ｂ種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り(NAD)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（１）級	―	―
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級	―	―
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	・	・
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の木部	※Ｂ種　・	※Ａ種　・
	屋内の鉄鋼面	※Ｂ種　・	※Ｂ種　・Ａ種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※Ａ種　・	・Ｂ種　※Ａ種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※Ｂ種　・	・Ａ種　※Ｂ種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種
・ステイン塗り			・ピグメントステイン塗り ・オイルステイン塗り(OS)
・木材保護塗料塗り(WP)		※Ｂ種　・Ａ種	※Ｂ種　・Ａ種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾞﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　※B種又はC種の場合は[表7.9.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　※B種又はC種の場合は[表7.10.1]の工程１の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

　注）DP以外からDPへの塗替えは、下地調整の種別に注意すること。

・高日射反射塗料塗り G
　下地調整 [7.2.2]　・ＲＡ種　※ＲＢ種　・ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	２種	・1級　・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程2の適用
　・適用しない
　・適用する(着色剤；・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤)
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
　・適用する　・適用しない
オイルステン塗りの工程等
　・製造所の仕様による

8 耐震改修工事

（略）

9 環境配慮改修工事

1 石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点　[9.1.1]

適用 レﾍﾞﾙ1	レﾍﾞﾙ2	レﾍﾞﾙ3	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（処理作業室ごと）
※	※	・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・各2点　・（　）点
※	※	・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（　）点
・	・	・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・各2点　・（　）点
※		・	測定４		ﾓﾆﾀﾘﾃｨｰﾌﾟｰﾝｽ口	・各1点　・（　）点
※	・	・	測定５		集じん・排気装置の 装置の排出口 （処理作業室外の場合）	出口吹出し風速 1m/s以下の位置 ・各1点　・（　）点
※	・	・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点　・（　）点
※	※	※	測定７	処理作業後(隔離ｼｰﾄ撤去前)	処理作業室内	・各2点(ﾚﾍﾞﾙ3は各1点) ・（　）点
※	※	・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	・4方向各1点
・	・	・	測定９	処理作業後(ｼｰﾄ撤	処理作業室内	・（　）点
・	・	・	測定10	去後1週間以降)	施工区画周辺又は敷地境界	・（　）点

さいたま市内で測定を行う場合は市条例を遵守して実施すること。

測定方法
　測定５のみ ※ﾊﾟｰﾃｨｸﾙｶｳﾝﾀｰ、粉じん相対温度計（ﾃﾞｼﾞﾀﾙ粉じん計）、繊維状粒子自動計測器（ﾘｱﾙﾀｲﾑﾌｧｲﾊﾞｰﾓﾆﾀｰ）等、排気の粉じん濃度を迅速に計測できる機器にて測定

測定５以外は下表による

	測定3	測定1,4,7,9	測定2,6,8,10
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径(mm)	25	25	47
試料の吸引流量(L/min)	※1　・	※5　・	※5　・
試料の吸引時間(min)	※5　・	※120　・	※240　・

2 石綿含有吹付け材の除去（レベル１）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.3]
除去工法　※[9.1.3](2)(ｱ)による　・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
　※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
　・埋立処分（管理型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

3 石綿含有保温材等の除去（レベル２）

除去工法　[9.1.4]
　※[9.1.4](2)による（原形のまま、手ばらしが可能な場合）
　　除去対象範囲　・図示　・
　・[9.1.3](2)による（損傷、劣化等で石綿粉塵を発散するおそれがある場合）
　　除去対象範囲　・図示　・
除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置
　※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有保温材等の処分
　・埋立処分（管理型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

4 石綿含有成形板の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・　[9.1.5]
石綿含有けい酸カルシウム板第一種の場合の隔離養生（負圧不要）方法
　・ビニールシート等による養生を行う　・
除去した石綿含有成形板の処分
　・石綿含有せっこうボード
　　※埋立処分（管理型最終処分場）
　・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
　　・埋立処分（安定型最終処分場）
　　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
　・埋立処分（安定型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

5 石綿含有建築用仕上塗材等の除去（レベル３）

除去対象範囲　・図示　・脆弱部等　[9.1.6]
着工前の試験施工　・行う　・行わない
除去工法（　　）
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止
　※密封処理　※湿潤化　・固形化
除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分
　・埋立処分（安定型最終処分場）
　・埋立処分（管理型最終処分場）
　・中間処理（溶融施設または無害化処理施設）

6 PCB含有シーリング材処分

種類	採取する部位・箇所数	備　考
・ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	
・ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部　位　・図示　・ 箇所数：　箇所	

詳細は監督員との協議による

7 外断熱改修工事 G

断熱材　[9.2.1～4]
　種類（　　）厚さ（　　mm）施工箇所（・図示　・　　）
　ホルムアルデヒド放射量　※F☆☆☆☆　・
外装材

種　類	防火性能	備　考

鋼材　改修特記仕様書第8章　8-3　鉄骨工事　・鋼材による。
笠木　改修特記仕様書第3章　・アルミニウム製笠木による。
既存外壁の処置
　既存外壁仕上げ材の撤去　・行う　・行わない
　下地面の清掃　・行う　・行わない
　欠損部の改修工法　・改修特記仕様書第4章　外壁改修工事による　・
工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　不陸等の下地調整　・
　断熱材の施工　・断熱材の製造所の仕様による　・
　外装材の施工　・外装材製造所の仕様による　・
　通気層の有無　・あり（　　mm）　・なし
　外装材の外壁への取付け　・図示　・
　笠木の施工　・改修特記仕様書第3章　アルミニウム製笠木による

8 断熱・防露改修工事 G

フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2～4]
　※F☆☆☆☆　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
　※F☆☆☆☆　・
工法
・断熱材打込み工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　・
　厚さ(mm)　・
　施工箇所　・
・断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　※A種1　・A種1H
　厚さ(mm)　・25　・30　・
　施工箇所　・図示　・
・断熱材後張り工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　・　厚さ(mm)　・
　・せっこうボード等を張り付けたパネルを使用
　　材質　・　厚さ(mm)　・
　・張り付け工法
　　断熱材の張り付け工法　・
　　断熱材へのボードの張付け工法　・

9 屋上緑化改修工事 G

植栽基盤及び材料　[9.4.2～4]
　屋上緑化軽量システム　・適用する　・適用しない
　芝及び地被類の樹種並びに種類等　※図示　・
　見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※図示　・
工法
　建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
　かん水装置　・設置する（種類　　）
　既存保護層の撤去　・行う　・行わない
　新植した芝及び地被類の枯補償の期間　※引き渡しの日から1年　・

10 透水性アスファルト舗装改修工事

適用範囲；歩道　[9.5.2～5、9]
既存舗装の撤去及び再利用　※図示　・

路床の材料

種　別	材　料	厚さ(mm)
・盛土	・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ・	・図示 ・
・フィルター層	・改修標準仕様書9.5.3(2)(ｳ)による ・	・図示 ・

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験）
　・行う　・行わない

・路床安定処理　・適用する　・適用しない
　安定処理の方法　・置き換え工法（・　　）　・安定処理工法
　路床安定処理用添加材料
　　種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントＢ種 G
　　・フライアッシュセメントＢ種
　　・生石灰（・特号　・１号）　・消石灰（・特号　・１号）
　　添加量　（　　）kg/m³（目標CBR　※3以上　・　　）
　　目標CBRを満足する添加量の確認方法　・安定処理土のCBD試験　・
・ジオテキスタイル
　単位面積質量　・60g/㎡以上　・
　厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
　引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・
　透水係数　・1.5×10^{-1}cm/sec以上　・

試験
　路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う　・行わない
　現場ＣＢＲ試験　・行う　・行わない
　路床締固め度の試験　・行う　・行わない
　六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

路盤
　路盤の構成及び厚さ　・図示　・
　路盤材料（改修標準仕様書表9.7.3による種別）
　　・クラッシャラン
　　・粒度調整砕石
　　・再生クラッシャラン G
　　・再生粒度調整砕石 G
　　・クラッシャラン鉄鋼スラグ G
　　・粒度調整鉄鋼スラグ G
　　・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G
　舗装の構成　・図示　・
　舗装の平たん性　※著しく不陸がないもの　・
　開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

11 舗装版切断時に発生する濁水の処理

（舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書）

濁水の処理
　1）受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
　　種類及び処理量　・図示による
　　処理方法
　　・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却含まず）
　　・中間処理後、最終処分場又はセメント工場に搬入（処理に焼却含む）
　2）受注者は、別の中間処理施設を選定する場合、事前に監督員と協議するものとする。
共通事項
　1）受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
　2）受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
　3）受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
　4）受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
提出書類等
　1）受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
　2）受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。
その他
　1）濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
　2）受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
　3）疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

10 鉄筋工事

（略）

11 コンクリート工事

（略）

お茶香るまち 狭山市　都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

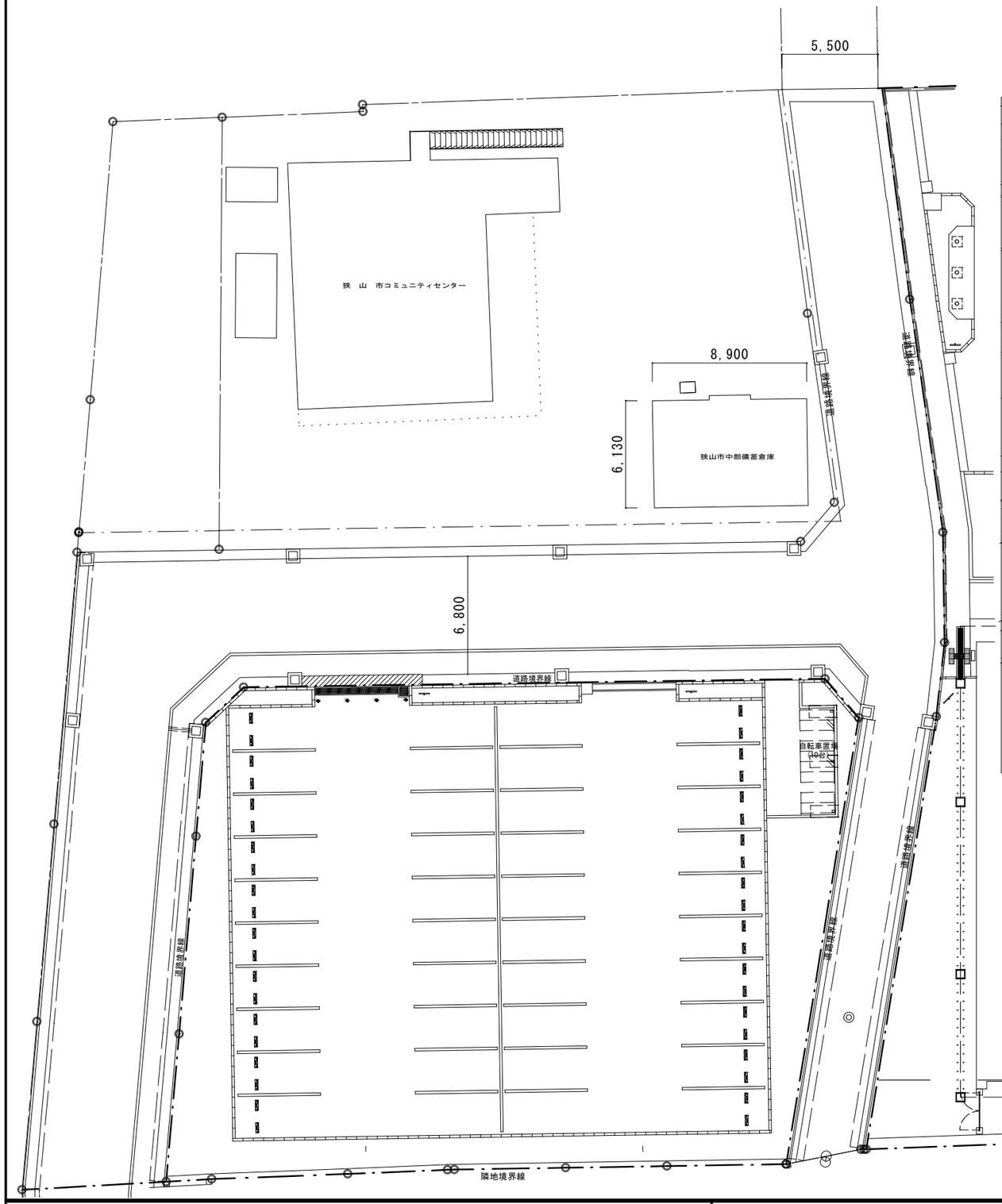

案内図

配置図　S=1：200

お茶香るまち 狭山市 都市建設部建築住宅課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877 E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp	設計年月日 2026.6	工事名　狭山市中部備蓄倉庫改修工事 図面名　案内図・配置図 縮　尺　S＝1：200	図面番号 A－06

外部改修工事

符号	箇所	既存仕上	下地処理	改修後
Ⓐ	屋根(平場)	デッキ　ＰＬ-１.６　Ｖ型 (ワイヤメッシュφ６×１５０) 軽量コンクリート(３種) ｔ１００ 屋根アスファルト露出防水　絶縁工法　Ｄ-２ (立上り隅部　緩衝材使用)	既存防水層撤去 ﾙｰﾌﾌﾄﾞﾚﾝ撤去・処理 墨出し・養生 仮防水材兼下地調整材	AS-J1工法 ﾙｰﾌﾌﾄﾞﾚﾝ交換 脱気装置新設 整理清掃後片付け
Ⓑ	屋根(立上り)	ＡＬＣ版ｔ＝１００(スライド工法) 屋根アスファルト露出防水　絶縁工法　Ｄ-２ (立上り隅部　緩衝材使用)	既存防水層撤去 仮防水材兼下地調整材	改質アスファルト系塗膜防水
Ⓒ	屋根笠木	アルミ製　Ｗ１５０	アルミ笠木撤去	アルミ笠木新設　Ｗ１５０
Ⓓ	外壁	ＡＬＣ版ｔ＝１００(スライド工法) 吹付タイル仕上	既存塗膜撤去 高圧洗浄　PMa15程度 下地補修	防水型複層仕上塗材E ｼﾘｺﾝ系上塗材 ﾀﾗｯﾌﾟ新設(安全ガード共)
Ⓔ	建具(ＳＳ)	軽量スプリングシャッター(乙種防火) 亜鉛メッキ鋼板ｔ０.８ Ｏ.Ｐ焼付 ＢＯＸ.付属金物一式	スチール製シャッター撤去 シーリング撤去 下地補修	スチール製シャッター新設 (t=0.8、耐風圧仕様800Pa程度) シーリング新設 シャッター文字共
Ⓕ	建具(ＡＷ)	アルミ製サッシ	シーリング撤去・清掃 両面	シーリング新設 両面
Ⓖ	建具(ＳＤ)	ー	ｶｯﾀｰ入れ ＡＬＣ版撤去　ｔ１００ アクリルリシン吹付仕上撤去 下地補修(開口補強・溶接)	ＳＤ新設 取り合い部分補修 シーリング新設
Ⓗ	巾木	コンクリート打ち放し仕上	下地補修	防水型複層仕上塗材E
Ⓘ	打継目地	コーキング ポリサルファイド系	コーキング撤去、清掃 15×10	コーキング新設 MS-2　15×10
Ⓙ	犬走	コンクリート直押さえ		鋼板製スロープ新設
Ⓚ	樋	VP100	樋撤去(飾桝共)	樋新設(飾桝共) 硬質ポリ塩化ビニル管
Ⓛ	外壁(新設部)	ＡＬＣ版ｔ＝１００(スライド工法) 吹付タイル仕上	撤去	ALC外壁新設　t100

内装改修工事

符号	箇所	既存仕上	下地処理	改修後
ⓐ	１階土間	コンクリート直押さえ　目地切仕上 (防湿用ポリエチレンフィルムｔ０.１５敷き込み)	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート表面強化材
ⓑ	２階床	デッキ　ＰＬ-１.６　Ｖ型 (ワイヤメッシュφ６×１５０) 軽量コンクリート(３種) ｔ１２０ 直押さえ　目地切仕上	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート表面強化材
ⓒ	壁	ＡＬＣ版ｔ＝１００　アクリルリシン吹付仕上		既存のまま
ⓓ	棚 棚板	鋼製　Ｏ.Ｐ ラワン合板　ｔ＝１２　Ｏ.Ｓ.Ｖ		既存のまま
ⓔ	天井	デッキ　ＰＬ-１.６　Ｖ型 ロックウール吹付　ｔ＝１０　着色コテ仕上 鉄骨　現し　Ｏ.Ｐ		既存のまま
ⓕ	巾木	コンクリート打ち放し仕上	補修	浸透硬化型コンクリート表面強化材
ⓖ	階段	0.P	ケレン、錆止め	DP塗装(フッ素仕上)
ⓗ	鉄骨躯体	0.P	内部仕上足場利用 ケレン、錆止め	DP塗装(フッ素仕上)

備品リスト 倉庫内の備品は仮設ハウスに移設及び復旧する

備品分類名	段ボール数量	備品分類名	段ボール数量	備品分類名	段ボール数量	備品分類名	段ボール数量
食糧類	45	医療器材	19	炊飯器材	22	簡易救助機材	31
乳児用備蓄	11	発電機 照明機材	59	日用品	25	その他	97
飲料水関係	8	ﾄｲﾚ	15	衣類・寝具	225		
調理関係	12	応急機材	46	衛生用品	64	合計	679箱※①.②

※①　1箱あたり20KG以下 ※②　半数が2階に収納されていると想定

お茶香るまち 狭山市 都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日	2026.6
工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事
図面名	仕上表、備品リスト
縮　尺	Ｎ.Ｓ
図面番号	Ａ－07

改修前

※ハッチ部分は脚立足場使用範囲(設備工事分含む)
(階段部は階段足場設置)

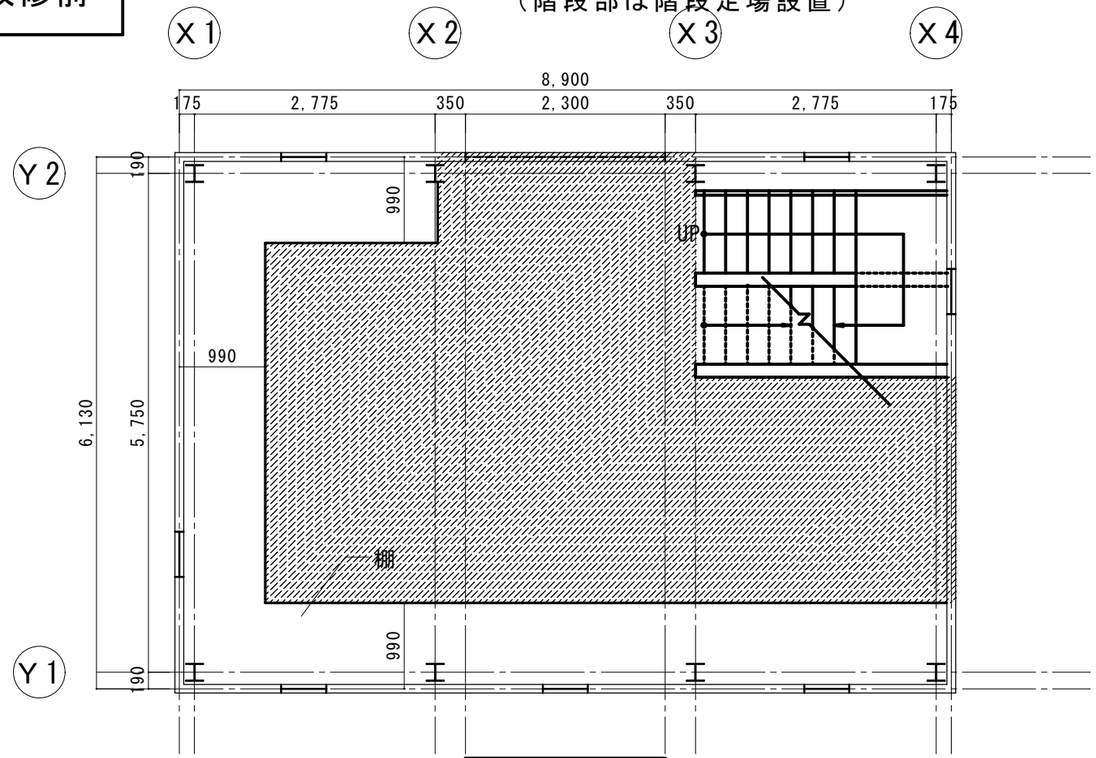

1階平面図

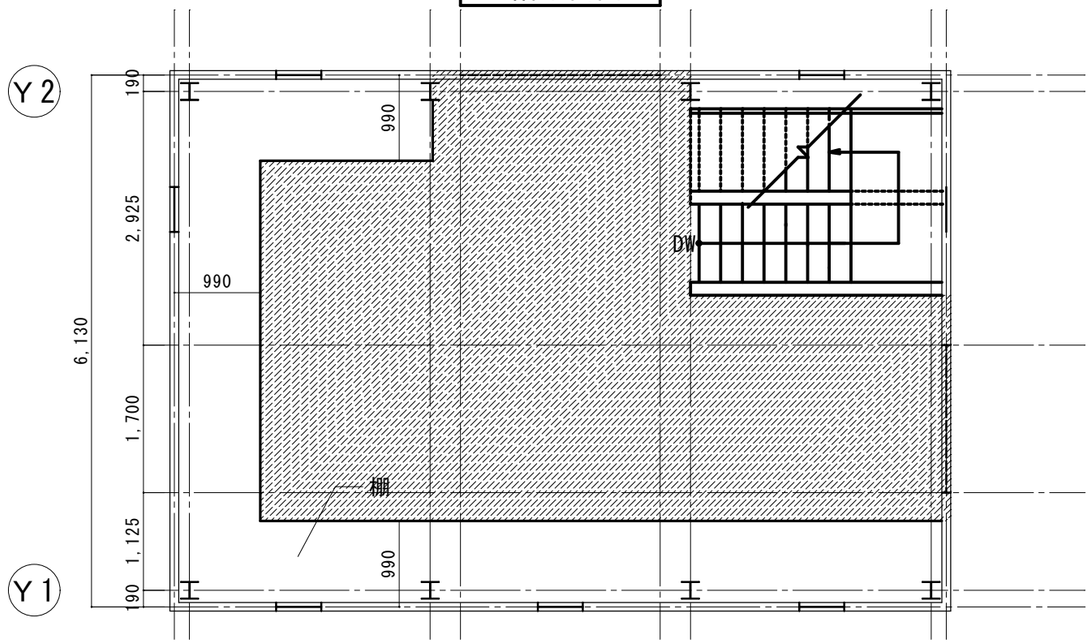

2階平面図

改修後

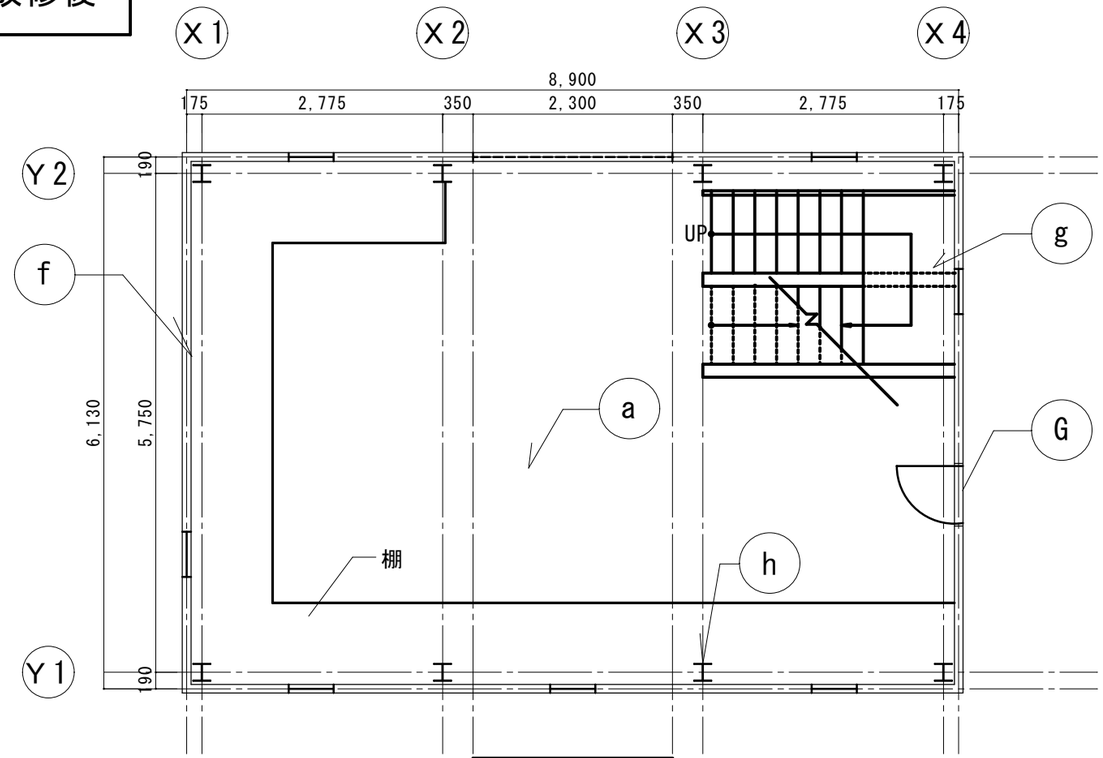

1階平面図

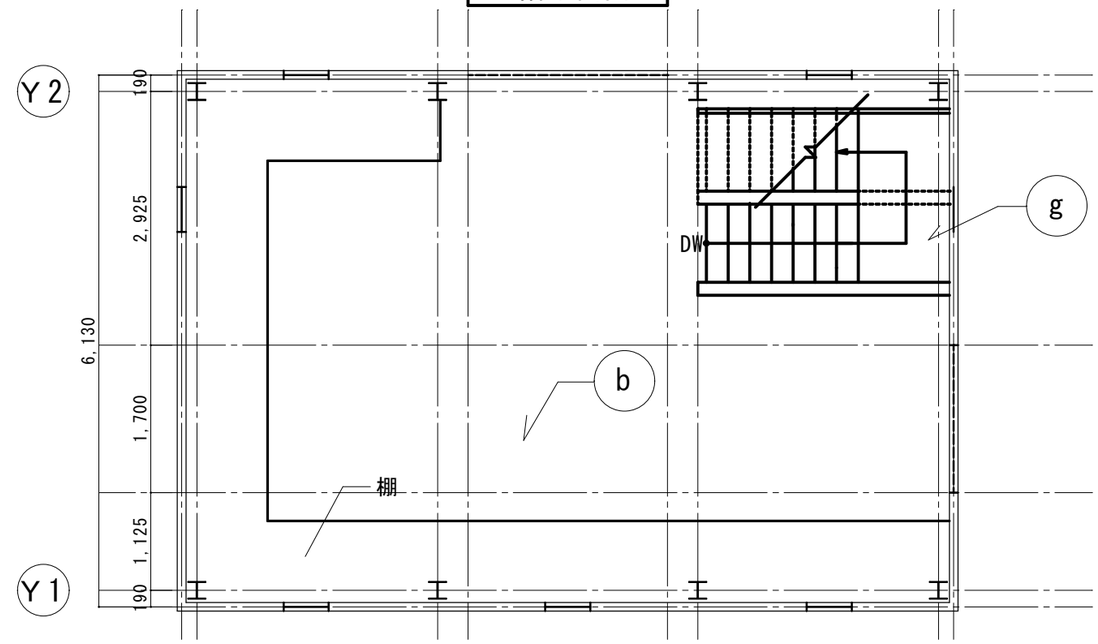

2階平面図

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日	2026.6
工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事
図面名	平面図(改修前・改修後)
縮　尺	S＝1：50
図面番号	A－08

改修後

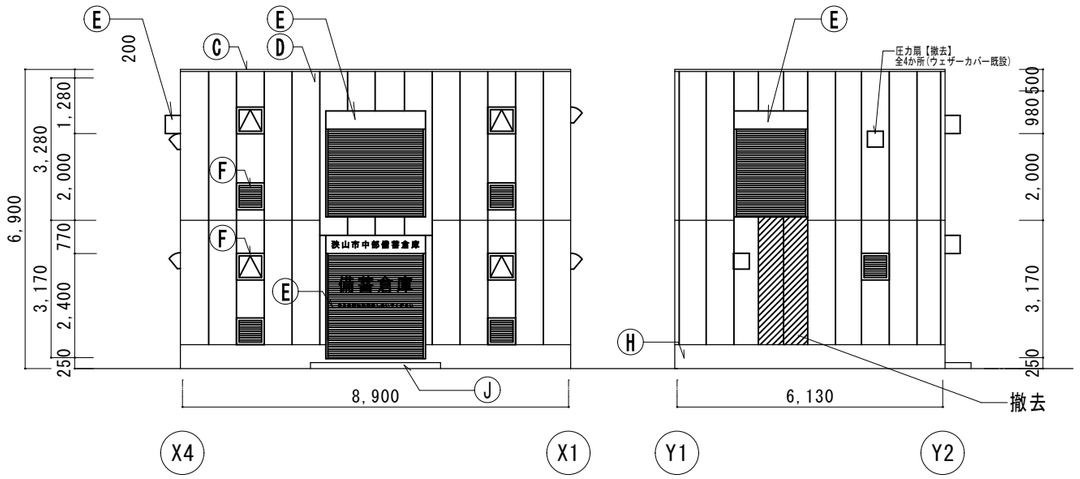

北側立面図　東側立面図

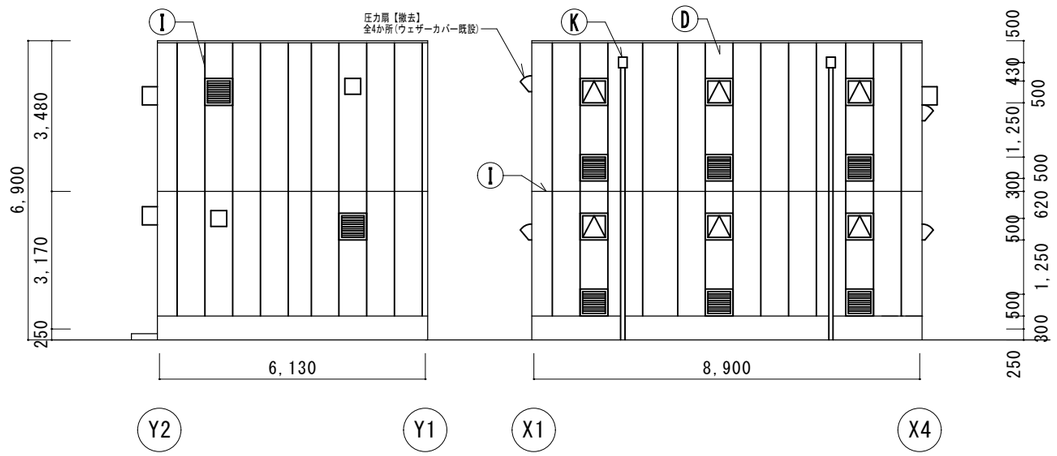

西側立面図　南側立面図

改修後

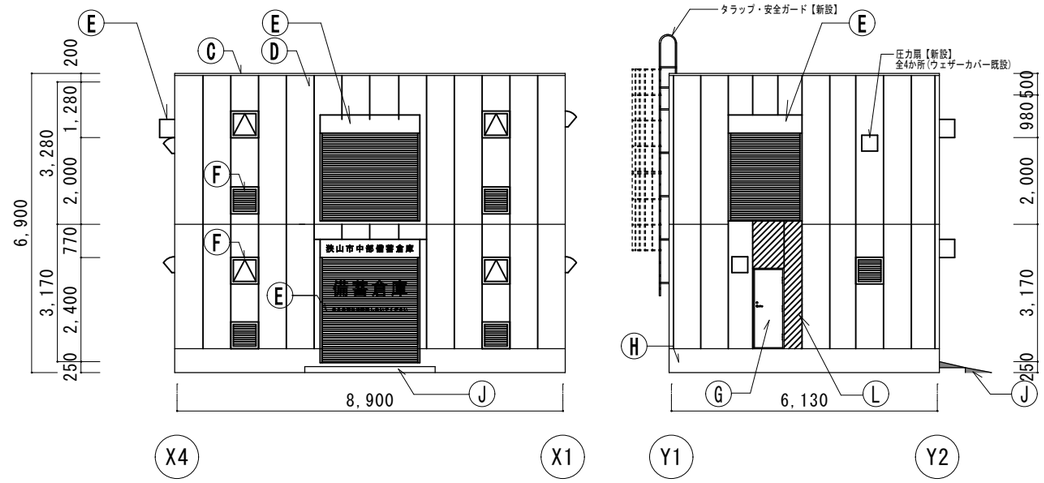

北側立面図　東側立面図

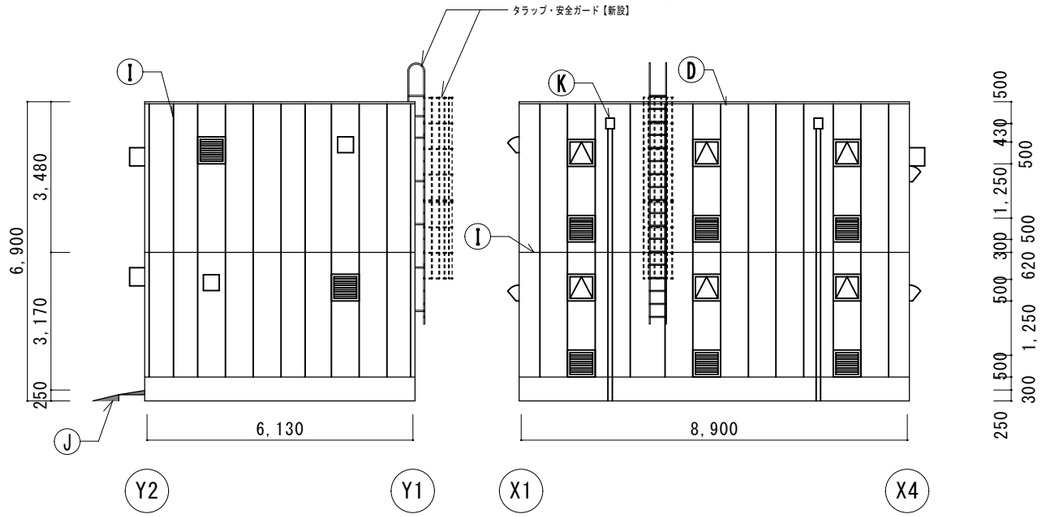

西側立面図　南側立面図

符号	既存仕上	下地処理	改修後	符号	既存仕上	下地処理	改修後
C	屋根笠木 アルミ製　W＝150	アルミ笠木撤去 高圧洗浄PMa15程度	アルミ笠木新設　W150	I	外壁目地シーリング	目地シーリング撤去	シーリング新設
D	外壁ALC版t100(スライド工法) 吹付タイル仕上	既存塗膜撤去 高圧洗浄PMa15程度、下地補修	防水型複層塗材E ｼﾘｺﾝ系上塗り材	J	犬走　コンクリート直押さえ	-	鋼板製スロープ新設
E	軽量スプリングシャッター	シャッター撤去	スチール製シャッター新設 シーリング新設	K	樋　VP100	樋撤去(飾り桝共)	樋新設(飾り桝共)
F	アルミ製サッシ	清掃、シーリング撤去	シーリング新設	L	外壁（撤去部） 外壁ALC版t100(スライド工法)	ｶｯﾀｰ入れ、外壁ALC撤去	ALC外壁新設　t100
G	-	開口補強材新設(溶接共)	防火スチールドア新設 シーリング新設				
H	巾木　コンクリート仕上 吹付タイル仕上	既存塗膜撤去 高圧洗浄PMa15程度、下地補修	防水型複層塗材E ｼﾘｺﾝ系上塗り材				

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6	工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号
	図面名	立面図(改修前・改修後)	A－09
	縮　尺	S＝1：100	

改修前

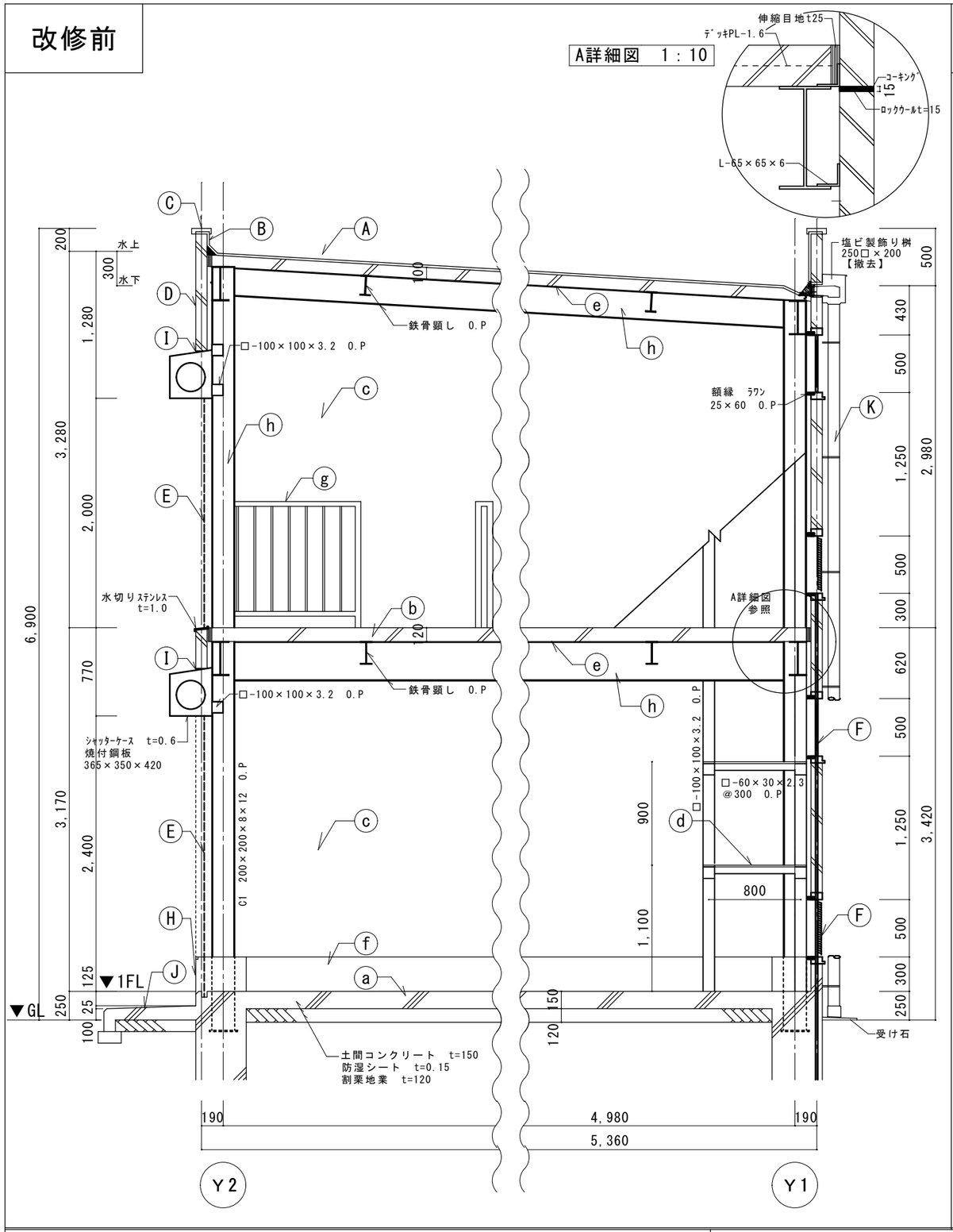

改修後

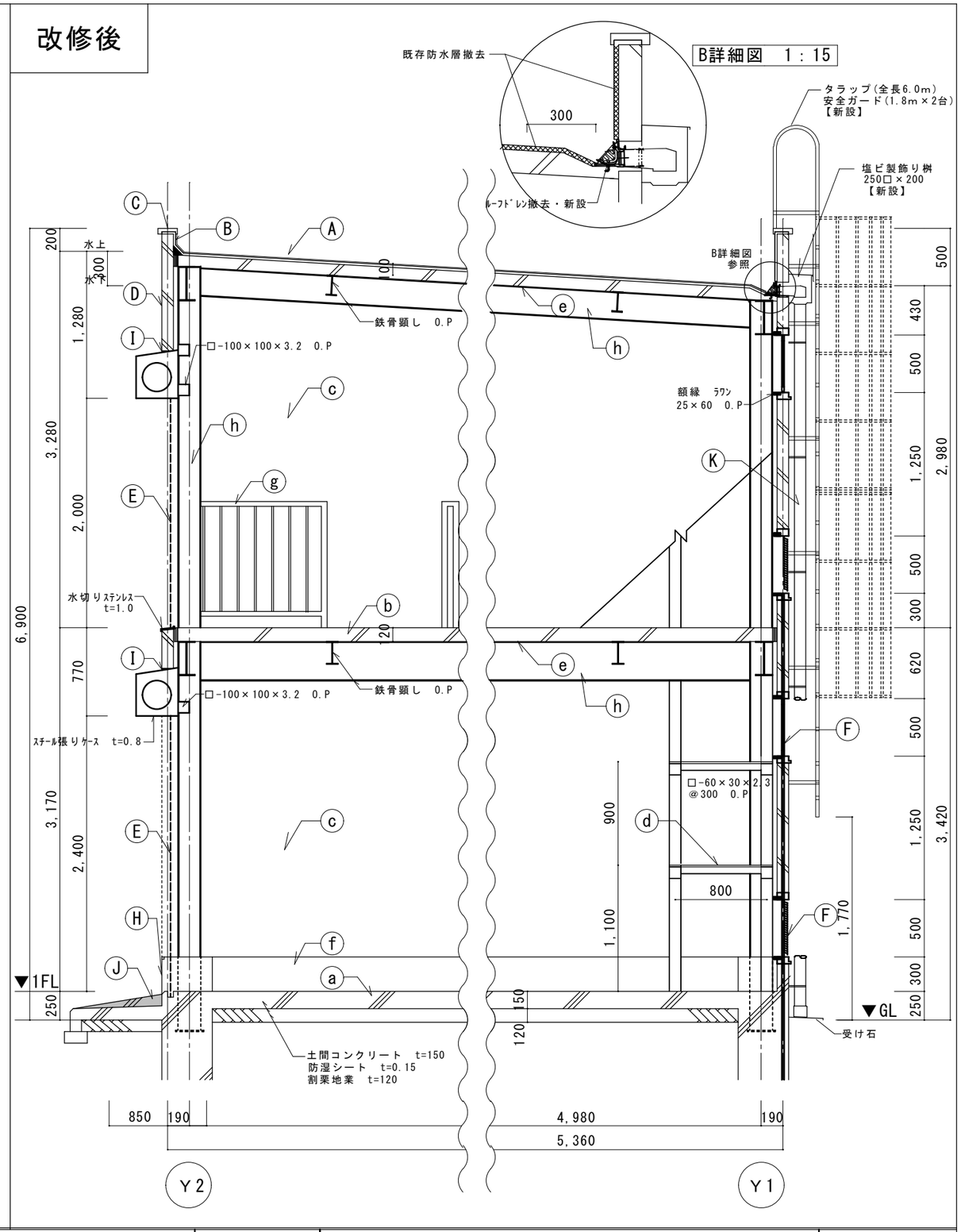

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日	2026.6	工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事
		図面名	断面詳細図(改修前・改修後)
		縮　尺	S＝1：30.1：15.1：10

図面番号　A－10

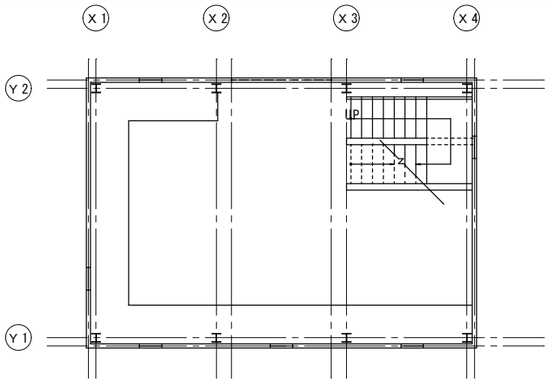

1階平面図　１：１００

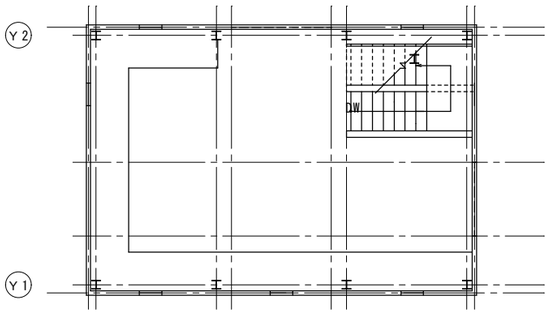

2階平面図　１：１００

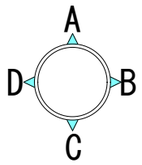

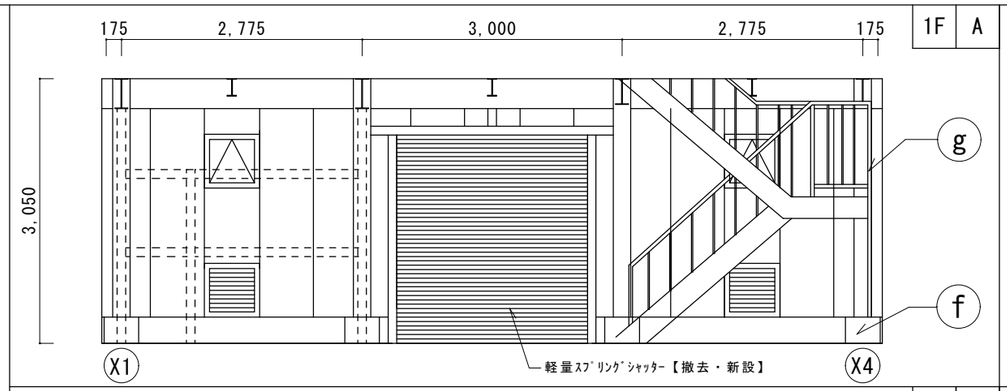

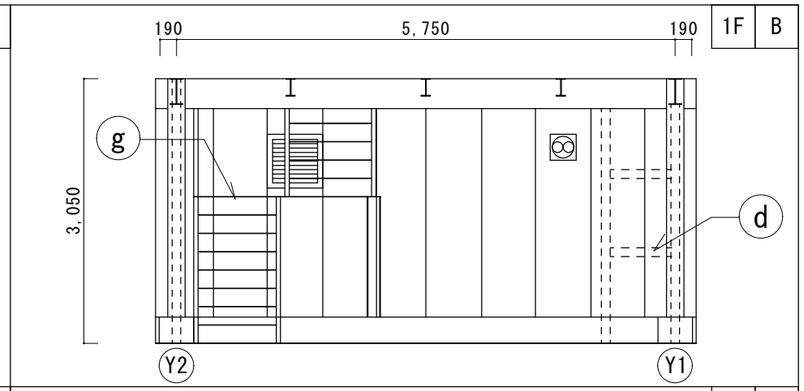

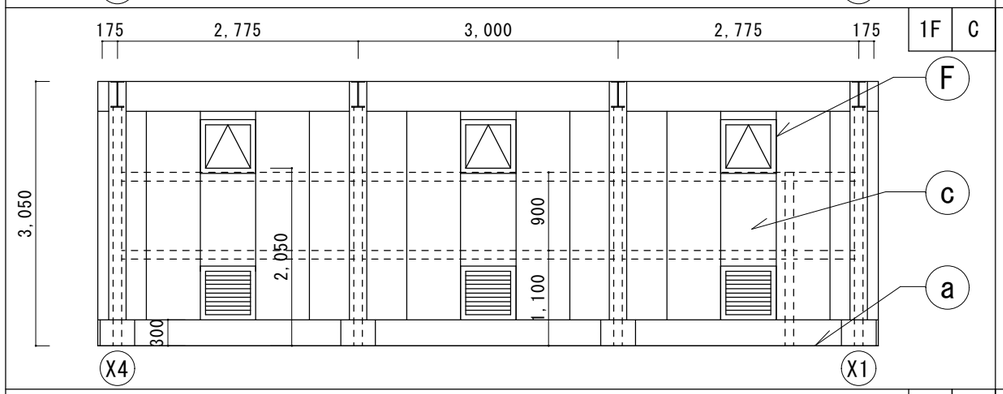

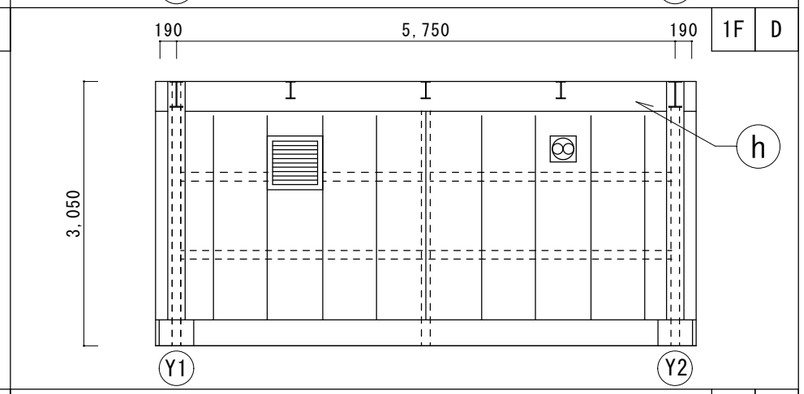

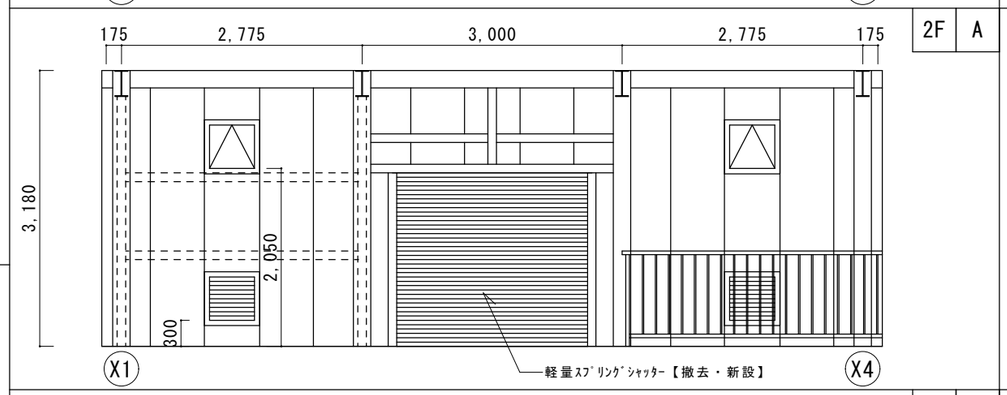

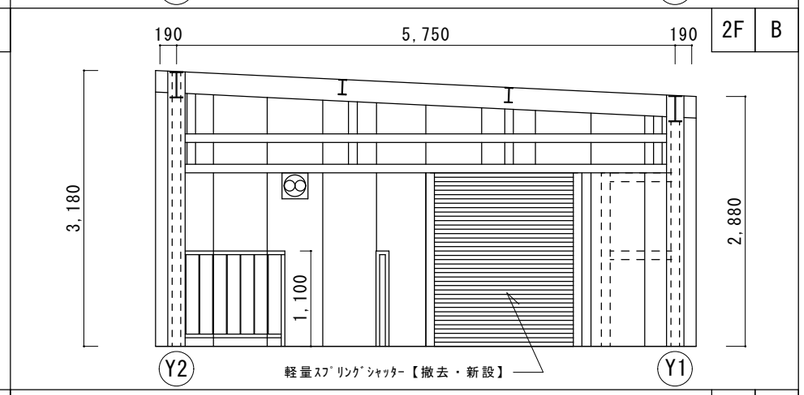

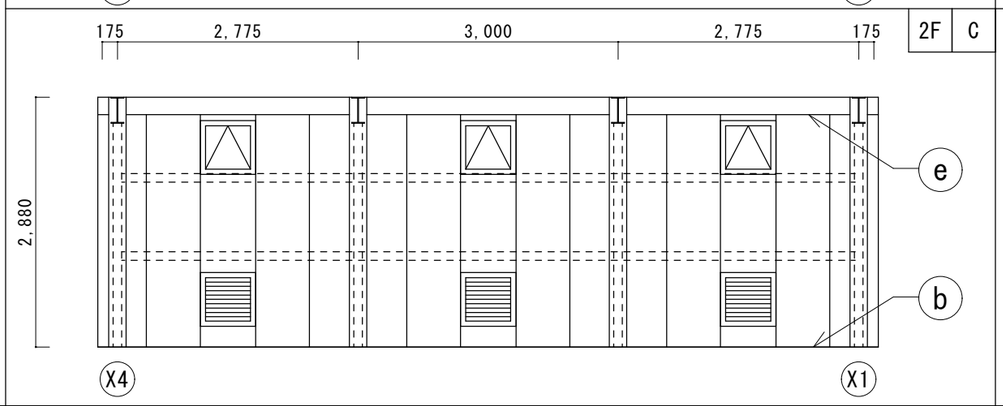

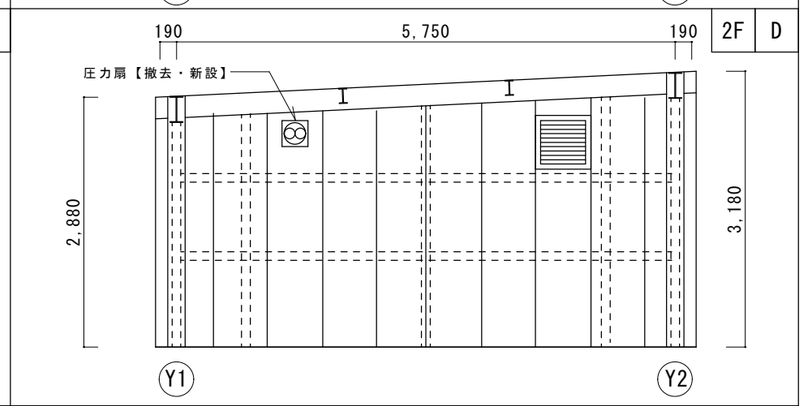

仕上表

符号	箇所	既存	下地処理	改修後
a	１階土間	コンクリート直押さえ 目地切仕上	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート 表面強化材
b	２階床	軽量コンクリート（３種）　ｔ１２０ 直押さえ　目地切仕上	ケレン・清掃	浸透硬化型コンクリート 表面強化材
c	壁	ＡＬＣ版ｔ＝１００ アクリルリシン吹付仕上		既存のまま
d	棚 棚板	鋼製　Ｏ．Ｐ □-100×100×3.2　0.P ラワン合板　ｔ＝１２ Ｏ．Ｓ．Ｖ		既存のまま
e	天井	ロックウール吹付　ｔ＝１０ 鉄骨　現し　Ｏ．Ｐ		既存のまま
f	巾木	コンクリート打ち放し仕上	補修	浸透硬化型コンクリート 表面強化材
g	階段	0.P	ケレン、錆止め	DP塗装（フッ素仕上）
h	鉄骨躯体	0.P	ケレン、錆止め 内部足場利用	DP塗装（フッ素仕上）
F	建具（AW）	可動ｶﾞﾗﾘ（ﾋｭｰｽﾞ付き） 滑り出し窓　6.8mmﾗﾌﾜｲﾔｰ	ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去・清掃	ｼｰﾘﾝｸﾞ新設

お茶香るまち
狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日	2026.6	工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事
		図面名	展開図
		縮　尺	Ｓ＝１：５０，１：１００
図面番号	Ａ－１１		

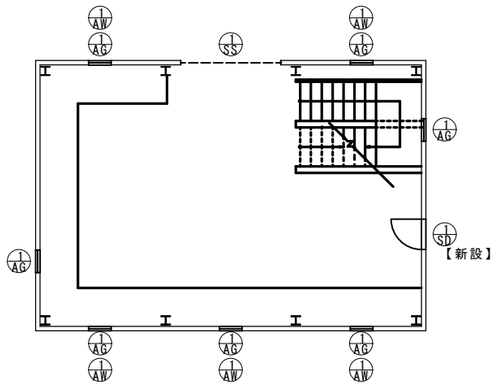

1階ｷｰﾌﾟﾗﾝ　S=1：100

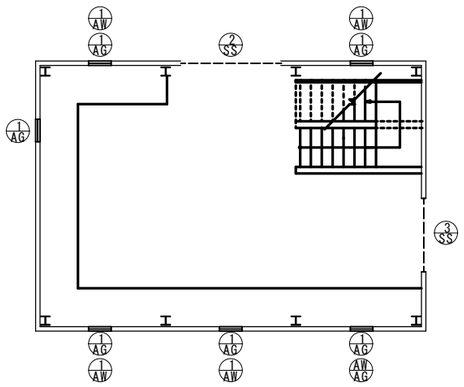

2階ｷｰﾌﾟﾗﾝ　S=1：100

建具表　S=1：30.1：20

符号	数量	SS-1　【撤去・新設】	1	SS-2　【撤去・新設】	1	SS-3　【撤去・新設】	1
姿図【1：30】		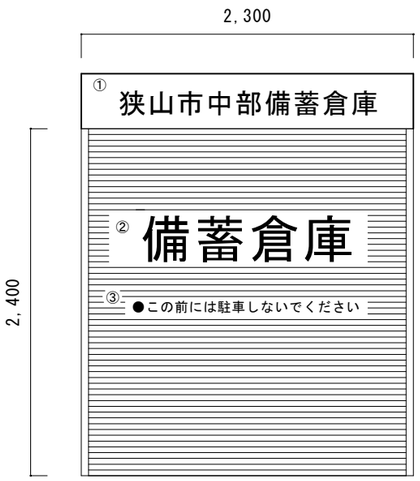		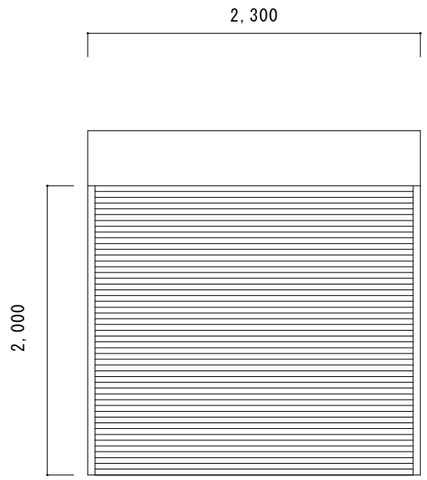		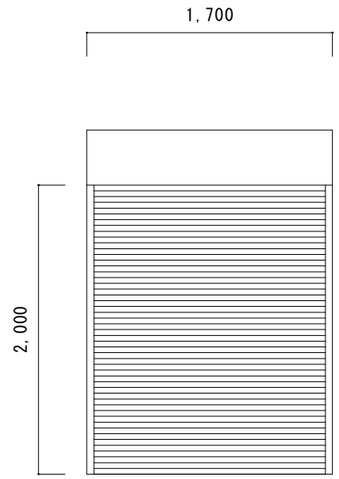	
名称	場所	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｼｬｯﾀｰ（防火設備）	1F北側	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｼｬｯﾀｰ（防火設備）	2F北側	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｼｬｯﾀｰ（防火設備）	2F東側
仕上	見込	0.P焼付	－	0.P焼付	－	0.P焼付	－
金　物		BOX.付属金物一式.錠付		BOX.付属金物一式.錠付		BOX.付属金物一式.錠付	
硝　子		－		－		－	
備　考		t=0.8(耐風圧仕様800Pa程度)、ｼｬｯﾀｰ文字新設		t=0.8		t=0.8	

※文字フォント・サイズ・カラー
①：MSｺﾞｼｯｸ太字・150mm角・みどり
②：MSｺﾞｼｯｸ太字・400mm角・みどり
③：MSｺﾞｼｯｸ太字・100mm角・あか

符号	数量	AG-1【既存改修】	13	AW-1【既存改修】	10	SD-1【新設】	1
姿図【1：20】		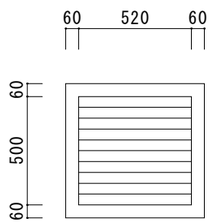 周囲ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去・新設		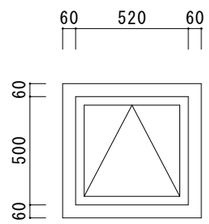 周囲ｼｰﾘﾝｸﾞ撤去・新設		【1：30】 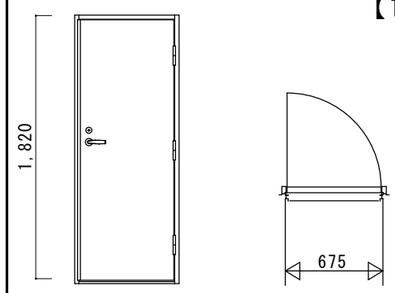	
名称	場所	可動ｶﾞﾗﾘ(ﾋｰｽﾞ付)		スベり出し窓		スチールドア（防火設備）	1F東側
仕上	見込	ｱﾙﾐ	60	ｱﾙﾐ	60	スチール	85
金　物		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式	
硝　子		－		6.8m/m　ﾗｲﾌﾜｲﾔｰ		－	
備　考		防虫網共					

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6	工事名　狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号
	図面名　ｷｰﾌﾟﾗﾝ・建具表	A－12
	縮　尺　S＝1：100，30，20	

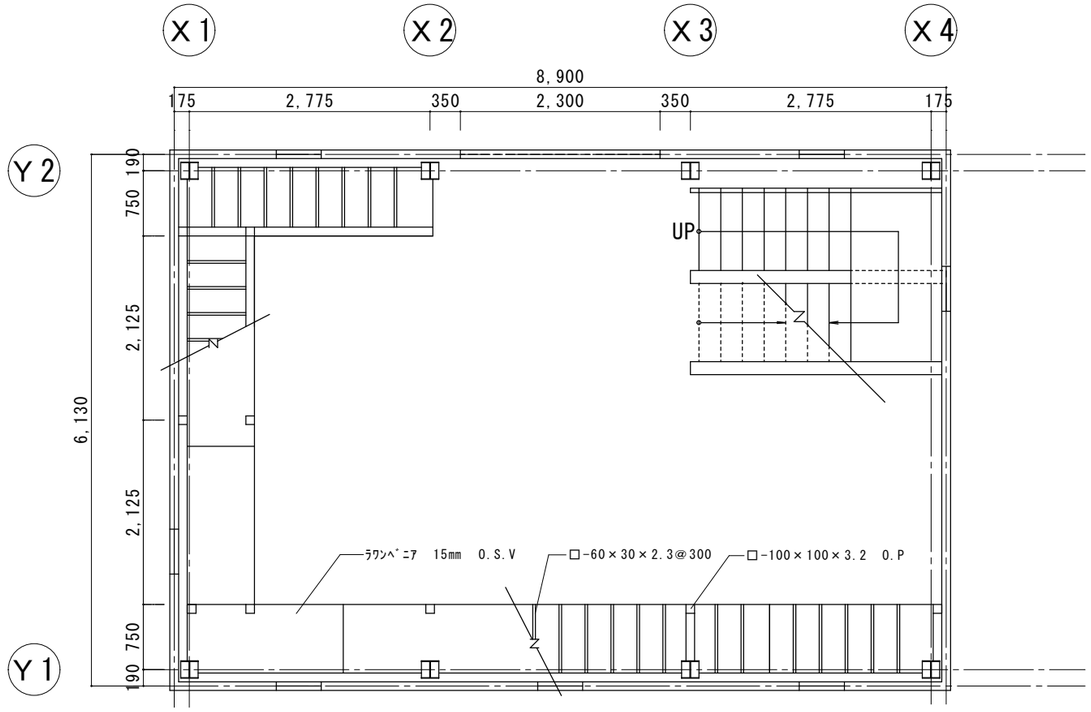

棚平面図 S=1：50

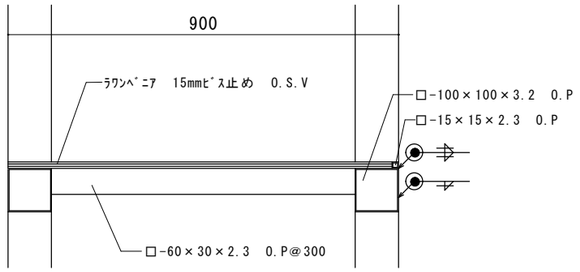

棚詳細図 S=1：10

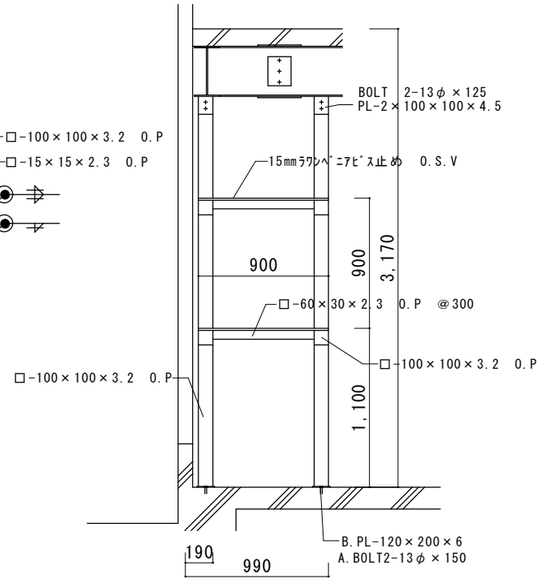

棚詳細図 S=1：30

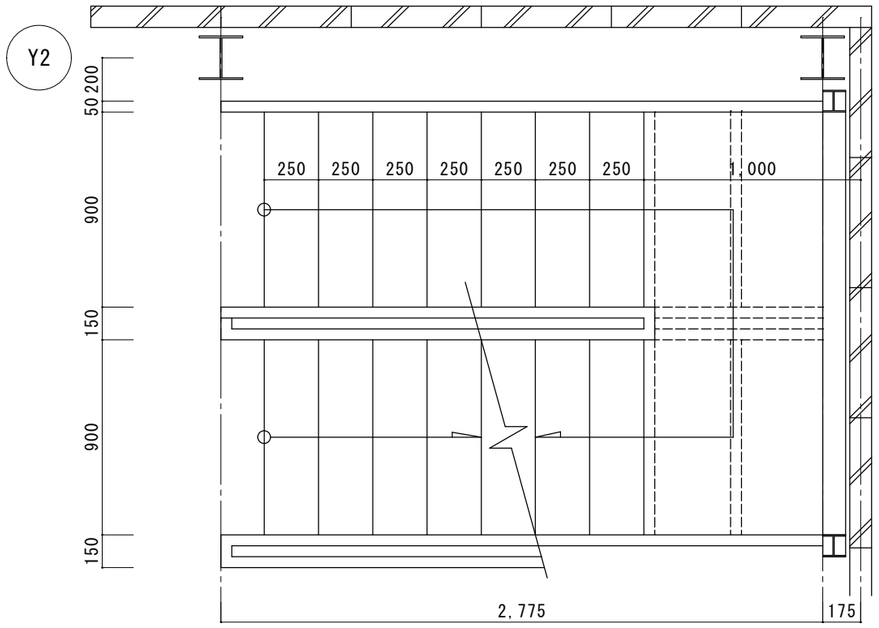

階段平面図 S=1：20

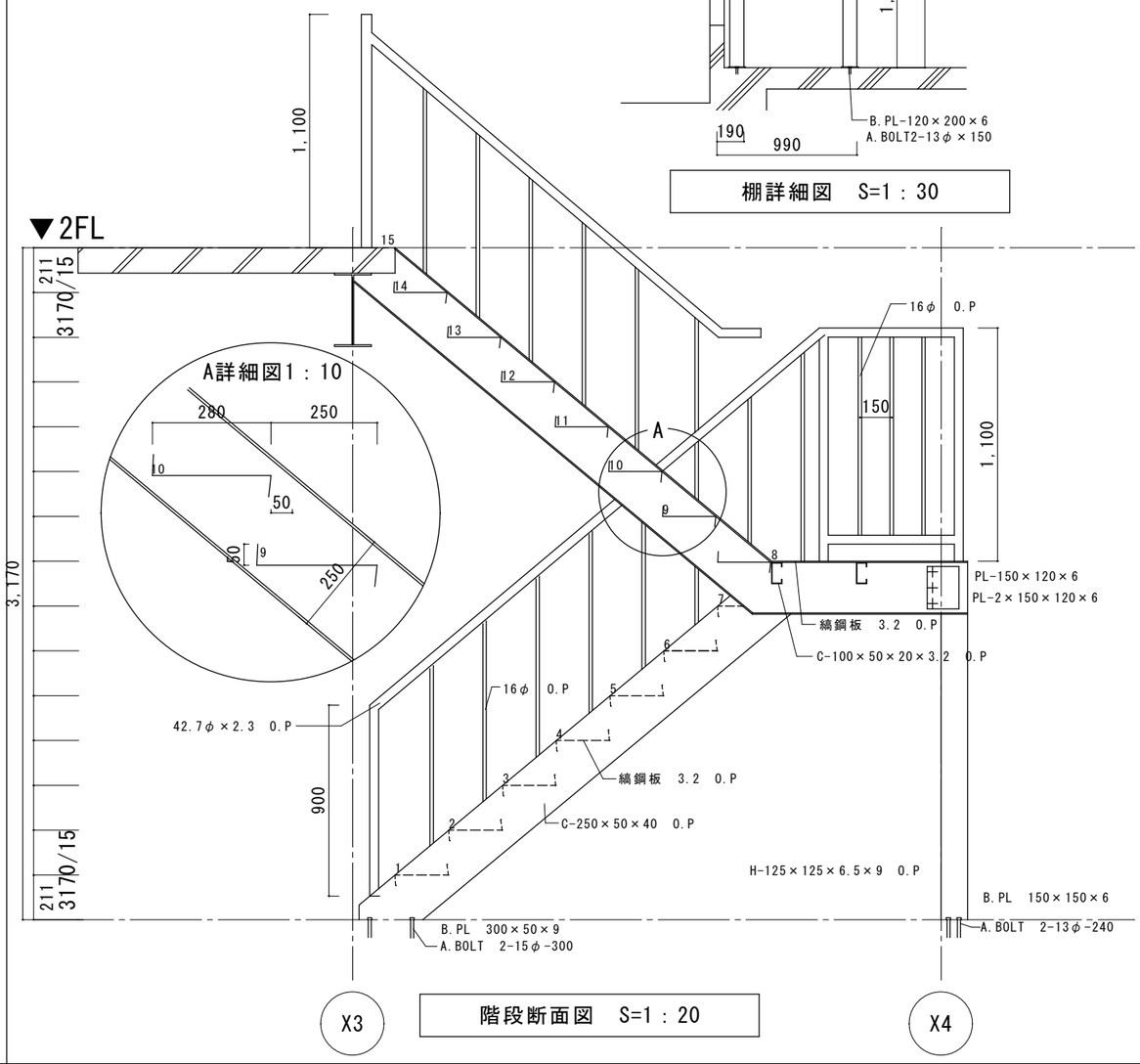

階段断面図 S=1：20

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日	2026.6
工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事
図面名	階段平面・断面図，棚平面・詳細図
縮尺	S＝1：50．1：30．1：20．1：10
図面番号	A－13

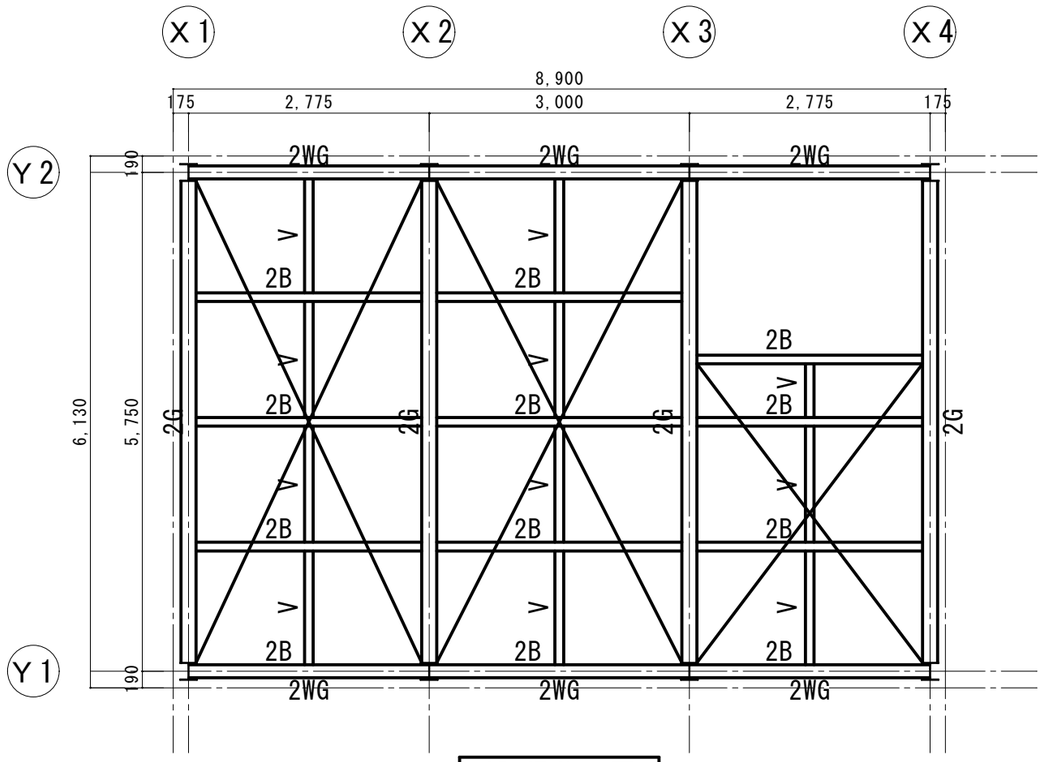

2階梁伏せ図

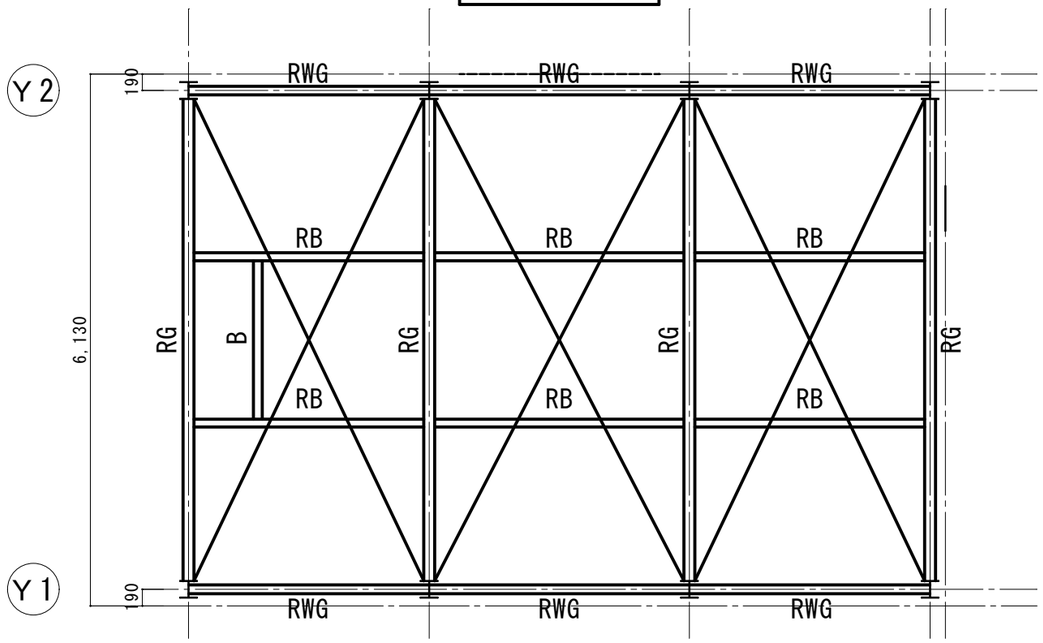

R階梁伏せ図

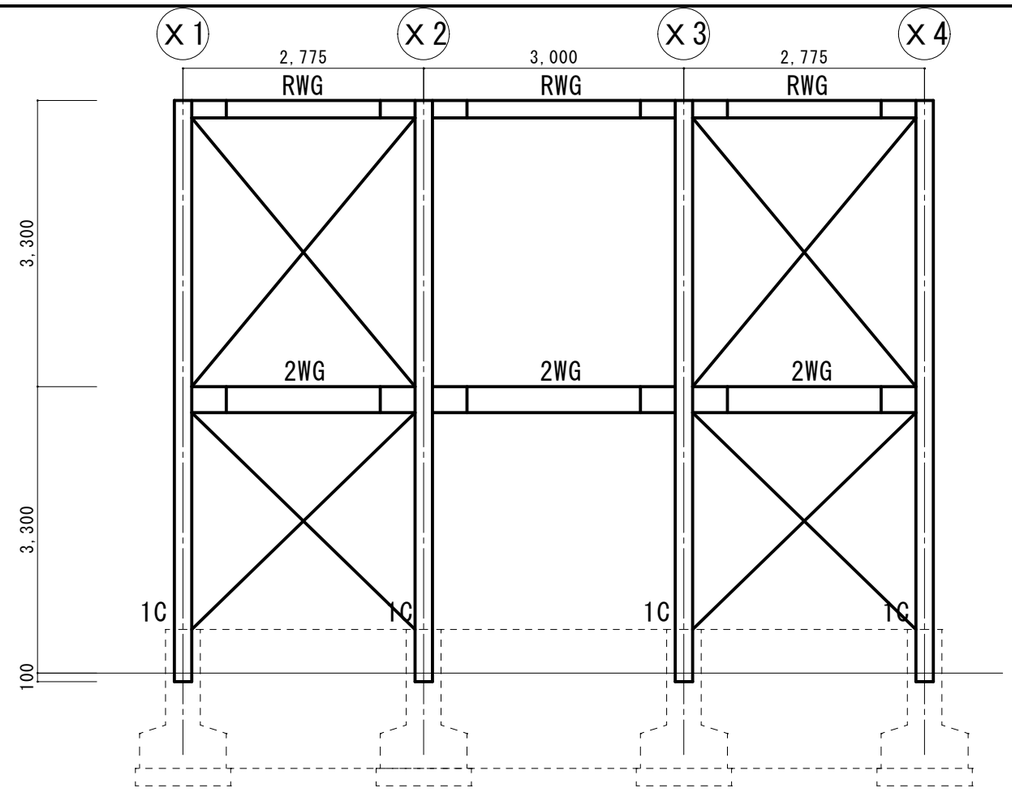

Y1通り軸組図

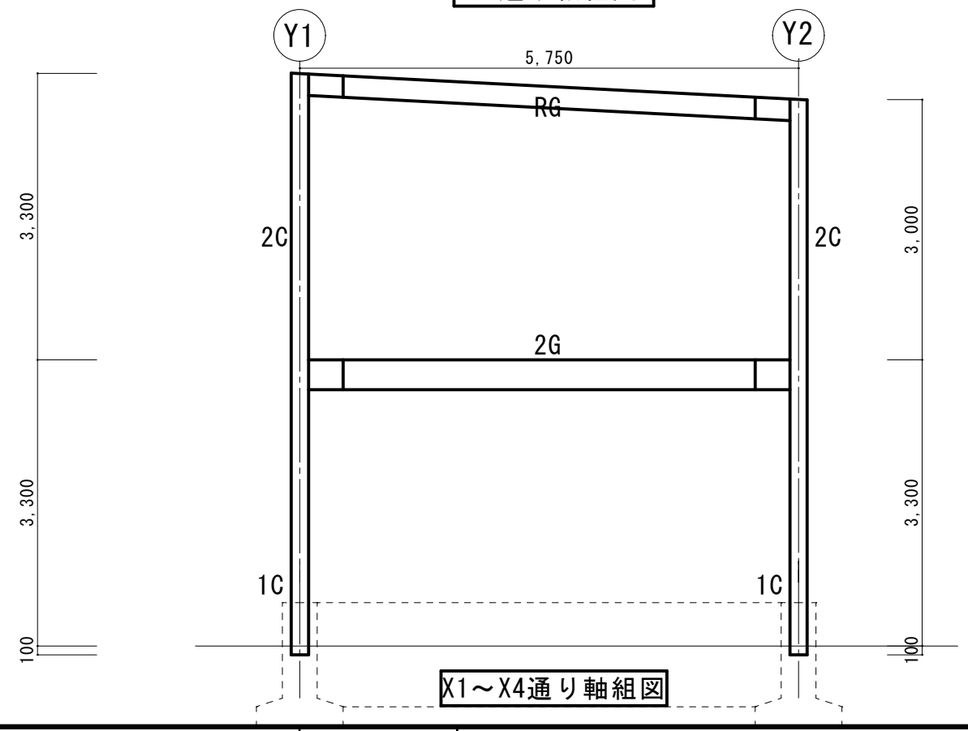

X1～X4通り軸組図

部材リスト
記号
主材
備考
1C, 2C
H-200×200×8×12
COV PL-9×188
RG
H-248×124×5×8
-
RWG
H-200×100×5.5×8
-
2G
H-346×174×6×9
-
2WG
H-298×149×5.5×8
-
RB
H-175×90×5×8
G.PL-6, 2-M16
2B
H-200×100×5.5×8
G.PL-6, 2-M16
V
H-100×100×6×8
G.PL-6, 2-M16
ブレース（壁・天井）
L-65×65×6
G.PL-6, 2-M16
B
H-100×100×4.5×6
-

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6	工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号
	図面名 梁伏せ図，軸組図，部材リスト	A－14
	縮　尺 S＝1：50	

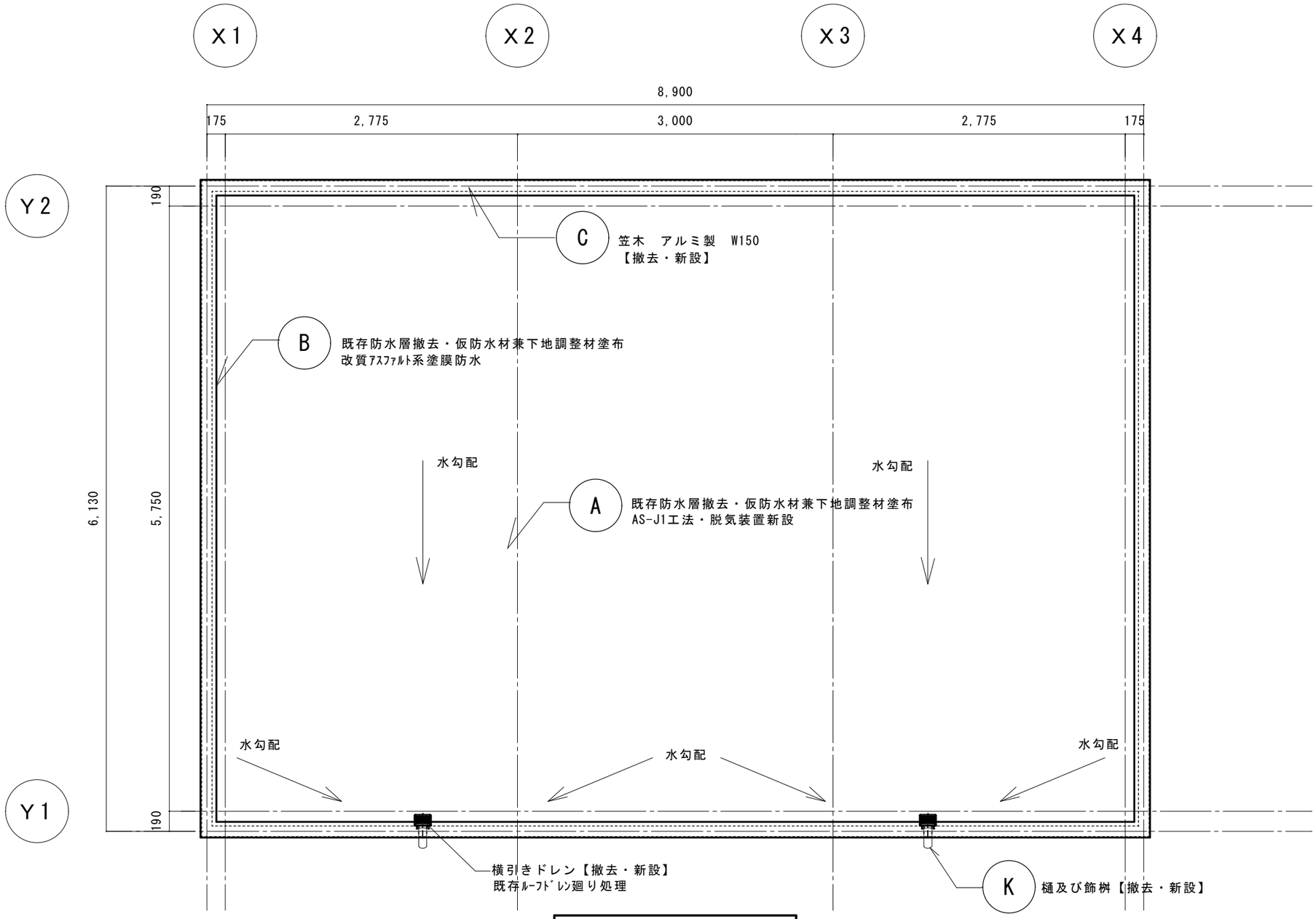

屋上伏図

お茶香るまち 狭山市 都市建設部建築住宅課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877 E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp	設計年月日 2026.6	工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号
		図面名	屋根伏図	A－15
		縮　尺	S＝1：50	

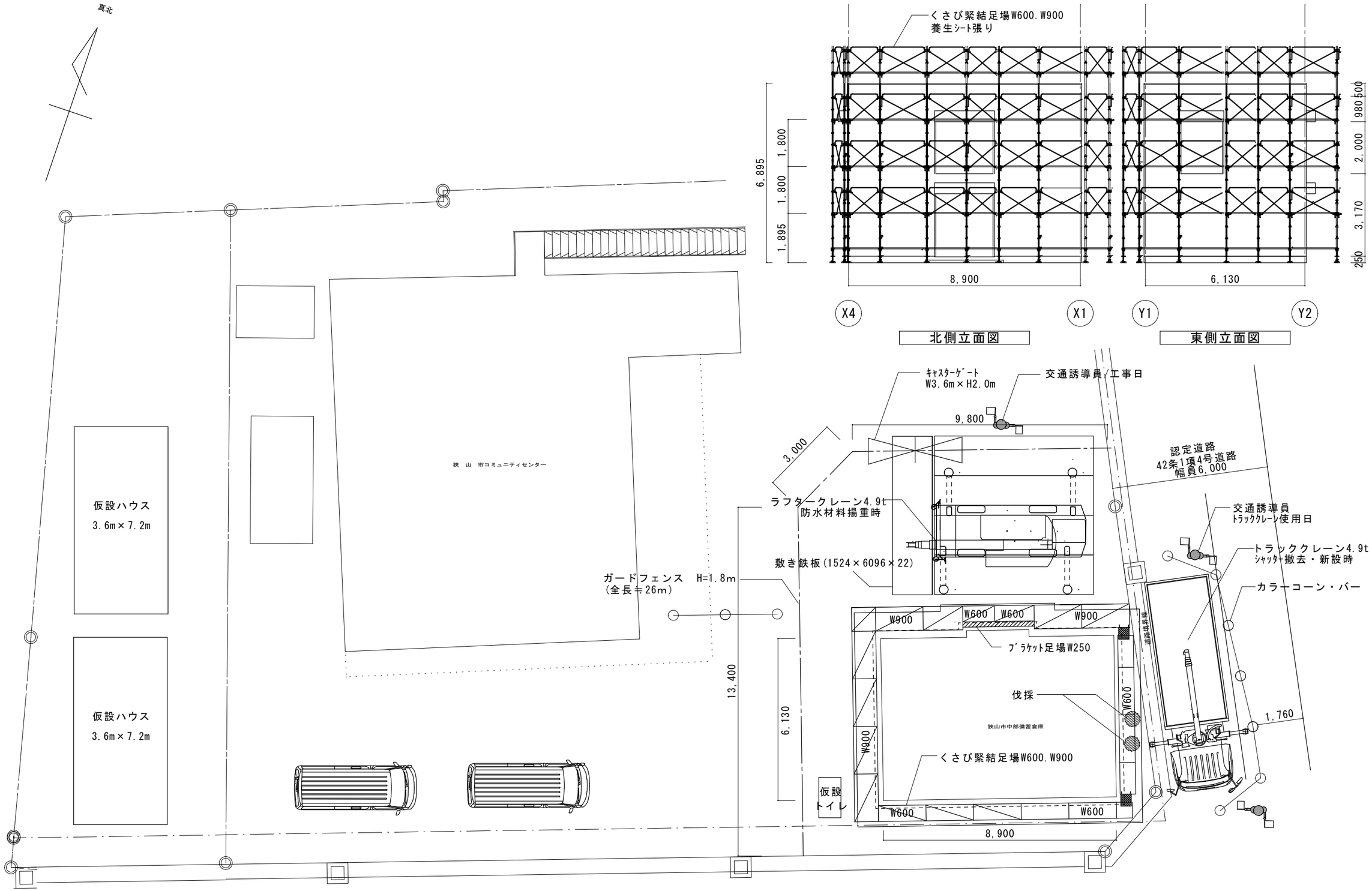

お茶香るまち 狭山市 都市建設部建築住宅課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877 E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp	設計年月日 2026.6	工事名 狭山市中部備蓄倉庫改修工事 図面名 仮設計画図(参考) 縮 尺 S＝1：100	図面番号 A－16

電気設備工事特記仕様書

1　工事概要

1．1　工 事 名　　狭山市中部備蓄倉庫改修工事
1．2　工事場所　　狭山市入間川４丁目１６番４号（狭山市コミュニティセンター敷地内）
1．3　工　　期　　契　　約　　日 から 令和　９年１月２９日　まで
　　現場施工期間　　現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。

1．4　工事科目（○印の付いたものを適用する）

⊙ 電灯設備	・ テレビ共同受信設備
・ 動力設備	・ テレビ電波障害防除設備
・ 電熱設備	・ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車場管制設備
・ 受変電設備	・ 防犯、入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備	・ 自動火災報知設備
・ 発電設備	・ 自動閉鎖設備
・ 構内情報通信網設備	・ ガス漏れ火災警報設備
・ 構内交換設備	・ 電話配管設備
・ 情報表示設備	・ 中央監視制御設備
・ 映像、音響設備	・ 医療関係設備
・ 拡声設備（非常放送設備）	・ 昇降機設備
・ 誘導支援、呼出し設備	

1．5　指定部分　　特記仕様書による
1．6　主任技術者又は監理技術者の専任期間　　特記仕様書による
1．7　建物概要

1．8　工事概要
　照明設備LED工事
　上記工事に伴う電気工事一式

1．9　同時期発注の関連工事　　⊙ 建築工事　　⊙ 機械設備工事

2　工事仕様

2．1　共通仕様
（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2．2　特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
　⊙ 印と ⊗ 印の付いた場合は、共に適用する。）

項　　目	特　　記　　事　　項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく特定調達品目該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
3　工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが　※できる。　・できない
5　足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6　監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　）　※設けない
⑦ 保　　険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8　再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
⑨ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン　・　適用する　※適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 ※完成図の提出部数は、Ａ２二つ折り製本２部とする。
⑩ 発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事　・別途） （1）引渡しを要するもの　（　　） （2）買取処分をするもの　（　　） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管　　） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物　（蓄電池　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
11　金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
12　鍵	盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。

13　地中電線路	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 敷き均し土：良質土　管種別：硬質ビニル電線管（VE）／耐衝撃性塩化ビニル管（HIVE）／波付硬質合成樹脂管（FEP）／ポリエチレン被覆鋼管（PLP） （2）地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 （3）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、600mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。
14　回路の種別行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。
⑮ 電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。
16　電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなしエ法としてもよい。
17　接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のＤ種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。
18　建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
19　再生砂・再生砕石 再生アスコン使用	※再生砂などは使用できない。 ・監督員の承諾を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。 再生砂使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
20　耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 （1）設計用水平地震力 機器の重量［kgf］に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。 設計用標準水平震度 ・特定の施設：重要機器 2.0、一般機器 1.5 ・一般の施設：重要機器 1.5、一般機器 1.0 設置場所：上層階 屋上及び塔屋／中間階／地下・１階 機器種別：機器／防振支持の機器／水槽類（※1） 【備　考】（※１）：水槽類には、オイルタンク等を含む。 重要機器 配電盤　発電装置(防災用)　直流電源装置　交流無停電電源装置 交換機　火災報知器受信機　中央監視装置　太陽光発電装置 上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階とする。 （2）設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。
21　あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に１か所引張試験を実施すること。
22　はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてＸ線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
23　改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （1）内部足場　※ 脚立足場 （2）外部足場　※ Ａ種(枠組足場)・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種 ・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
24　墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない

-

25　アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
26　その他	（1）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （2）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （3）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （4）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （5）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （6）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （7）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 （8）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （9）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 (10) 工事に先立ち、監督員と打合せの上、住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施すること又、工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 (11) 工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 (12) 工期中、月毎の工事履行報告書を翌月７日までに監督員に提出する。 (13) 資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。 (14) 検査を受けて使用すべき工事材料等は、監督員が指定するものとする。 以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2．3　工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項　　目	特　　記　　事　　項
① 電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は連用形とする。なお、２口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートついては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （3）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）継枠 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが１０mm程度以上離れる場合は継枠を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継枠を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2　動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は１負荷につきＵ・Ｖ・Ｗ・Ｅの４Ｐを原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3　雷保護設備	受雷部突針はＬＲ１とする。
4　受変電設備	高　圧　引　込　：引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。（端末処理　・耐塩用　・一般用　） 受　電　電　圧：交流３相３線式　６．６kV　５０Hz 柱上用高圧気中負荷開閉器(PAS)：定格電圧　７．２kV　定格電流　　A 主 遮 断 装 置：定格電圧　　kV　定格遮断電流　　kA 変圧器設備容量：動力用　　kVA×　　台 電灯用　　kVA×　　台 高圧進相コンデンサ　　kVar×　　台 直列リアクトル　・６％　・１３％　kVar×　　台
5　構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6　電力貯蔵設備	・直流電源装置　・交流無停電電源装置 ・（概要）直流電源装置に使用している蓄電池更新
7　発電設備	・ ディーゼル発電装置　・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置　・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置　・ 熱併給(ｺｰｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ)発電装置 ・ 太陽光発電装置　・ 風力発電装置 ・ （概要）

項　　目	特　　記　　事　　項
8　構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9　自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10　昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2．4　取付高さ
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名　　称	測　点	取付高さ（mm） 一　般	取付高さ（mm） 県営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	1，300	1，200
〃　（身体障害者用）	〃	1，100	1，000
〃　（人感センサー切換用）	〃	2，000	2，000
ｺﾝｾﾝﾄ、電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ、直列ﾕﾆｯﾄ（一般）	〃	300	400
〃　（和室）	〃	150	200
〃　（台上）	台上～中心	150	500
防水型コンセント	床上～中心	500	500
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	(上端1,900以下)1,500	(上端1,900以下)1,500
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	900	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1，800	1，800
廊下表示灯（　〃　）	〃	2，000	2，000
端子盤	〃	(上端1,900以下)1,500	2，000

3　その他

3．1　他工事との取合区分
　発注図又は工事区分表による。
3．2　図面上の縮尺
　図面上の縮尺は、ＪＩＳ　Ａ１版とした縮尺とする。
3．3　疑義
　本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第１条　この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第２条　受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
・種類及び処理量　　汚泥（油分を含む汚泥）　．　m3
・中間処理施設　　市　　地内、（株）
・処理方法　　・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
２　受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第３条　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
２　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
３　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
４　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
第４条　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
２　受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第５条　濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
２　受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
３　この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書

第１条　この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年２月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
第２条　この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
２　昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
３　発注者とは、本工事の発注者をいう。
４　受注者とは、本工事の受注者をいう。
５　製造者とは、昇降機の製造者をいう。
６　管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
７　保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
第３条　製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
２　製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
３　製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
４　製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
５　受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
第４条　この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

工事範囲の主な既設機器メーカー

機器名称	既設機器メーカー名

官公庁等打ち合わせ機関
建築：
昇降機：
施設管理者　：
電力会社　：
電話会社　：
ケーブルテレビ会社　：
消防本部　：

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262

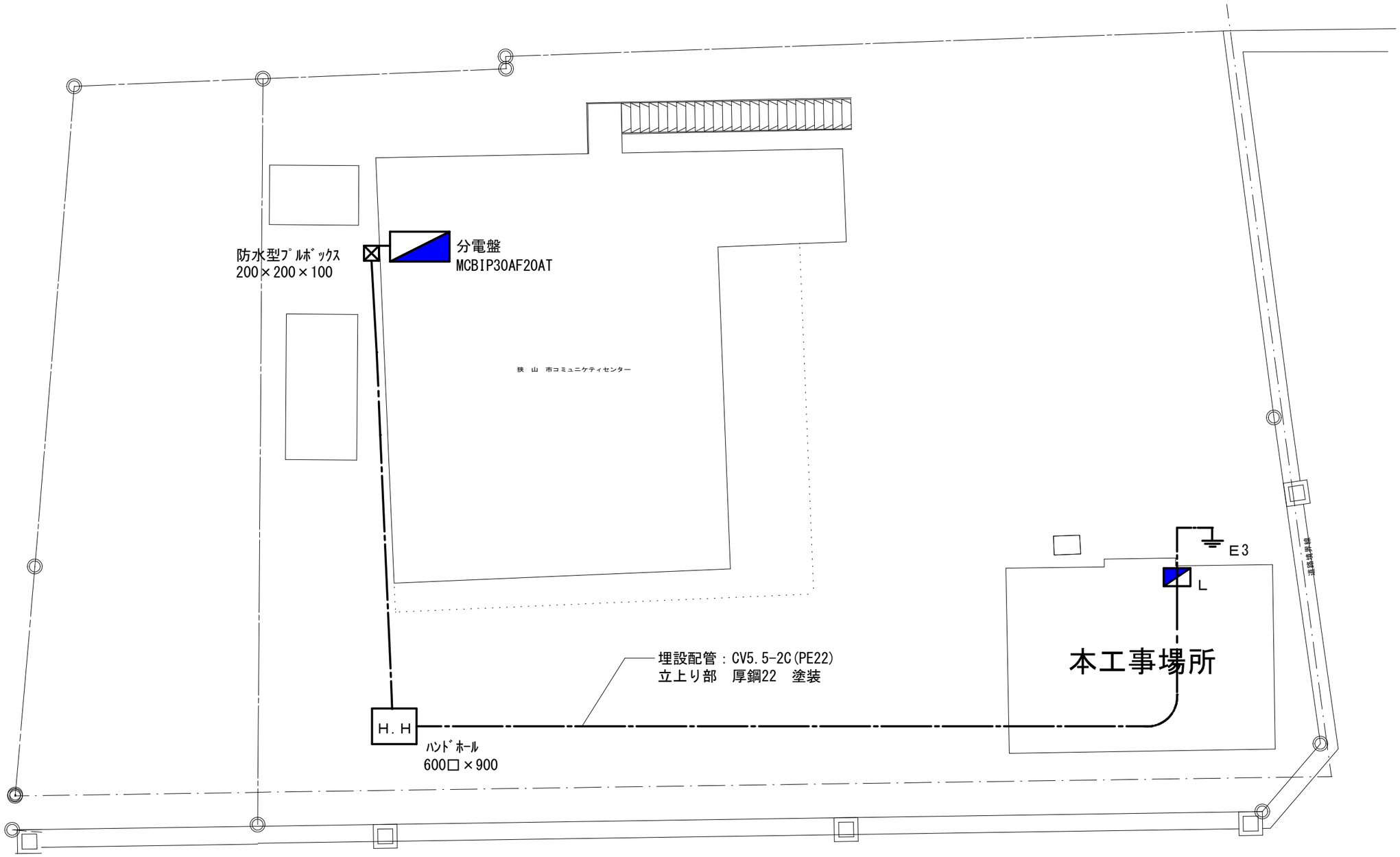

お茶香るまち 狭山市	都市建設部建築住宅課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877 E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp	設計年月日 2026.6	工事名　狭山市中部備蓄倉庫改修工事 図面名　配置図 縮　尺　S＝1：100	図面番号 E－02

改修前　参照姿図

A	非常用照明器具　【撤去】 （電池内蔵型、非常時50%）	8灯	B	防湿型ウォールライト 【撤去】	1灯	C	赤色表示灯 【撤去】 1灯

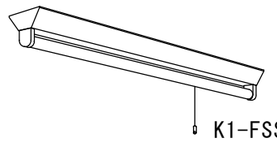

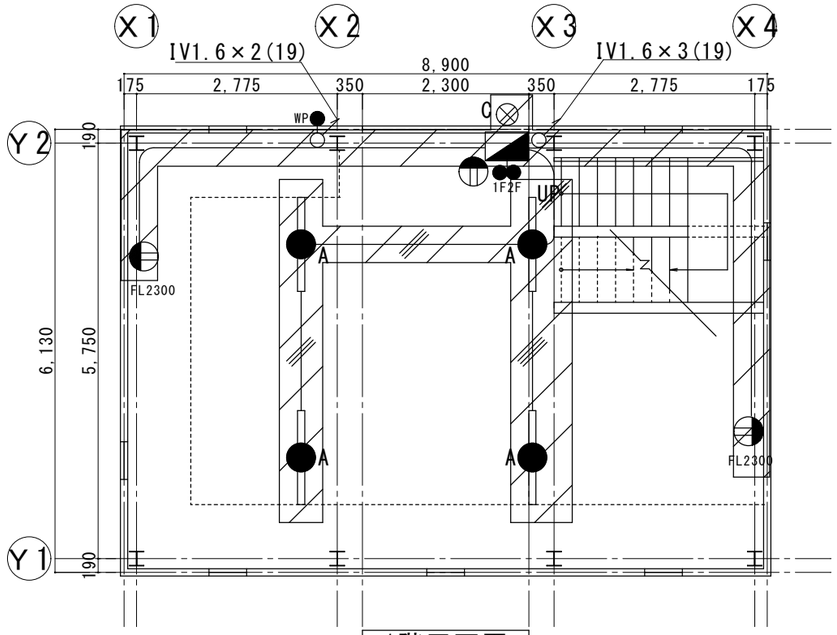

1階平面図

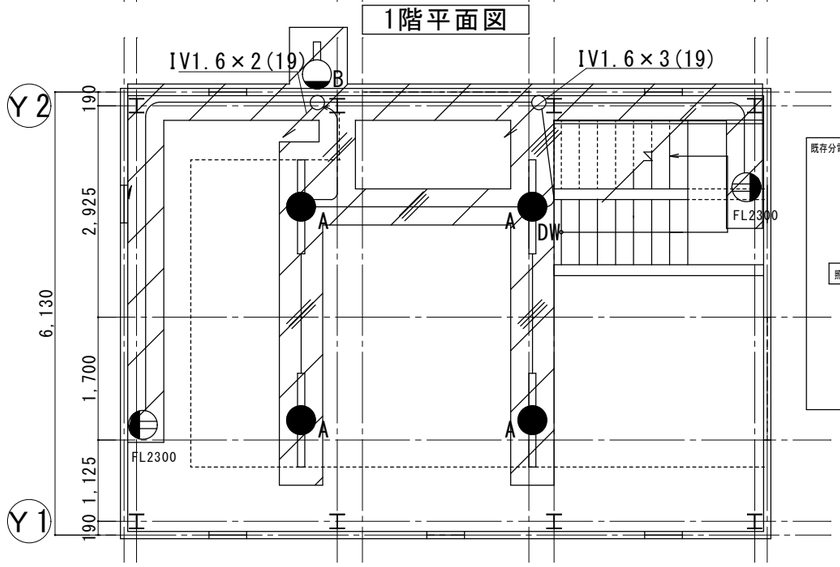

2階平面図

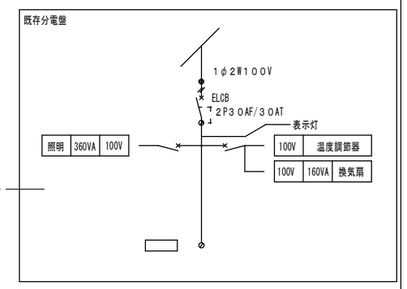

露出配線【撤去】

IV1.6×2(19)
配管再利用

露出配線【撤去】

IV1.6×3(19)
配管再利用

撤去を示す。

改修後　参照姿図

A	一体型LEDﾍﾞｰｽﾗｲﾄ 非常用照明器具(電池内蔵形)	8灯	B	一体型LEDﾍﾞｰｽﾗｲﾄ 防湿・防雨型照明器具　ｳｫｰﾙﾗｲﾄ	1灯	C	LED 赤色表示灯 防雨型 1灯

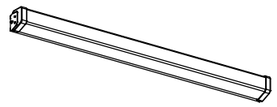

参考型番：ﾊﾟﾅｿﾆｯｸ NNF20298Z

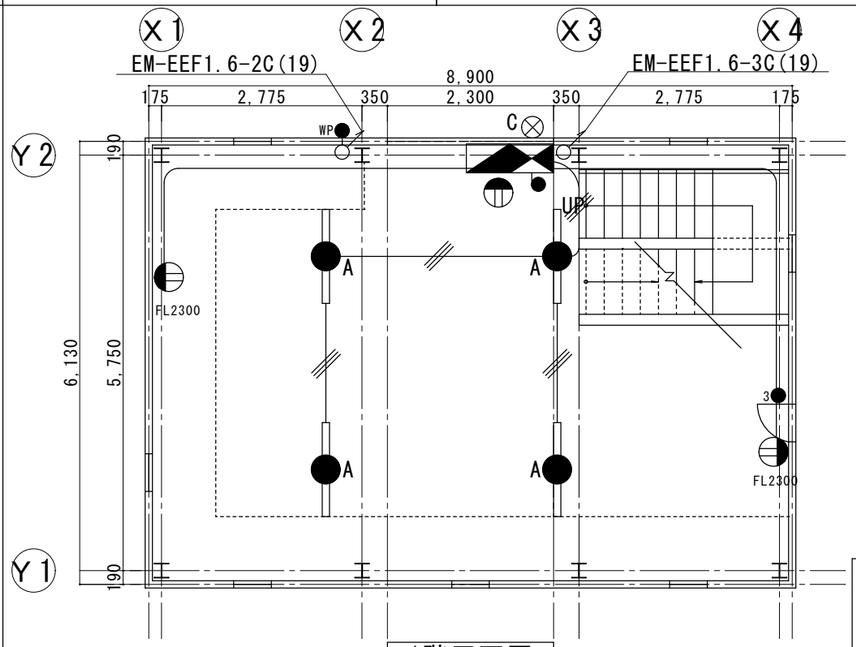

1階平面図

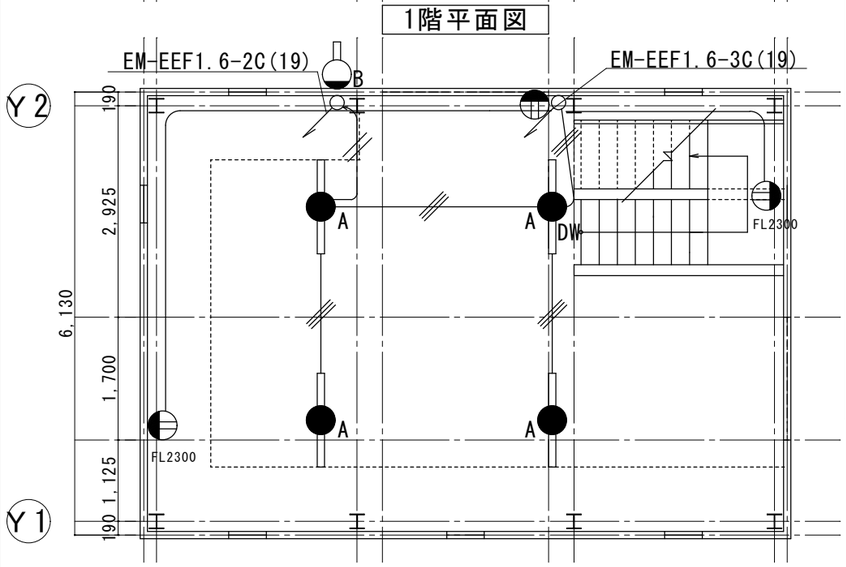

2階平面図

露出配線【新設】

EM-EEF1.6-2C(19)
塗装2回

露出配線【新設】

EM-EEF1.6-3C(19)
塗装2回

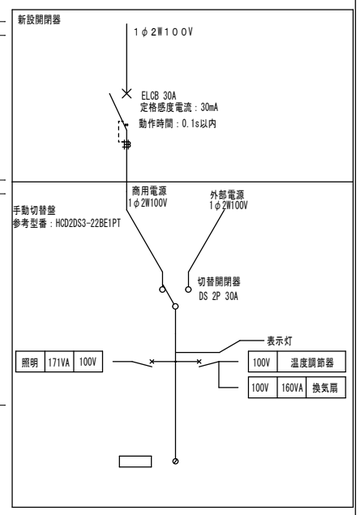

お茶香るまち 狭山市　都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日 2026.6	工事名　狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号
	図面名　電灯コンセント設備図(改修前・改修後)	E－03
	縮　尺　S＝1：60	

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　狭山市中部備蓄倉庫改修工事
2　工事場所　狭山市入間川４丁目１６番４号（狭山市コミュニティセンター敷地内）
3　工　　期　契　約　日　から　令和　９年　１月２９日
　　現場施工期間　施策特記仕様書による

4　建物概要

建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
① 中部備蓄倉庫	鉄骨造	２階建	１０９．１		
②					
③					
④					
⑤					

5　工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	工事種別 ①	②	③	④	⑤	屋外
○ 空気調和設備						
● 換気設備	一　式					
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

6　指定部分　施策特記仕様書による
7　主任技術者又は監理技術者の専任期間　施策特記仕様書による
8　工事範囲　図示のとおり
9　機械設備工事概要

10　同時期発注の関連工事
⊙建築工事　・電気設備工事

Ⅱ　工事仕様

1　共通仕様
（１）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（３）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2　特記仕様
（１）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項のうち選択する事項は、⊙印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
　⊙印と㊀印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項特記事項	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出する。 使用機材等については、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有の有無を確認し、ｱｽﾍﾞｽﾄを含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
	2 電気保安技術者	・置く　※置かない
	③ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
	4 技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事）・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
	5 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね３ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
	⑥ 監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　　）　※設けない
	⑦ 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
	⑧ 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	⑨ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが　※できる　・できない
	10 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。　・本工事とする。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項特記事項	11 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
	12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類
	13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	※再生砂などは使用できない。 ・監督員の承諾を得て、再生砂などを表層を除く箇所に使用できる。 再生砂の使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
	⑭ 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は　※本工事　・別途） （１）引渡しを要するもの（　　　　） （２）買取処分をするもの（　　　　） （３）再生資源化を図るもの（・硬質塩化ビニル管　・　　　） （４）特別管理産業廃棄物（　　　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。
	15 容量等の表示	（１）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	16 配管	（１）地中埋設配管（排水管を除く） １）地中埋設標（コンクリート製）　※要（図示の箇所）　・不要 ２）地中埋設鋲（キャッツアイ）　※要（舗装部の分岐、曲部）・不要 ３）埋設表示テープ（２倍折込み）　※要　・不要
	17 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度K_H及び設計用鉛直震度K_V（K_H／２）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階 屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	〈2.0〉	〈1.5〉	〈1.5〉	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉
1階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
　　〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階）
中間階とは地下階，１階を除く各階で上層階に該当しないもの　（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。
給水装置　排水装置　換気機器　空調機器　熱源機器
防災設備　監視制御設備　危険物貯蔵装置
火を使用する設備　避難経路上に設置する機器

章	項目	特記事項
	17-1 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に１か所引張試験を実施すること。
	18 防露保温工事	標準仕様書第２編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B・（イ）・Ⅱ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・（イ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（イ）・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅱ
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B・（ハ）・Ⅲ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C1・（ロ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（ハ）・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房内の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ロ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B・（ロ）・Ⅰ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（ロ）・Ⅰ

（注）１．冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
　屋内露出部　※保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼板製　・ＳＵＳ製）
　屋外露出部　※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング　・ＳＵＳラッキング
　　　・保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼鈑製　・ＳＵＳ製）
２．施工種別Ｂの材料及び施工順序４、５に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
３．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール保温材　・ロックウール保温材）とする。

● 一般共通事項特記事項（続き）

ダクトの保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（ロ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	Ⅰ・（ロ）・XⅠ
	屋内隠ぺい、ＤＳ内	Ⅰ・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・（ロ）・XⅠ
円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・（ロ）・XⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N・（ロ）・XⅠ
	屋内隠ぺい、ＤＳ内	N・（ロ）・XⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	P3・（ロ）・XⅠ
消音内貼り	サプライチャンバー	M・（ロ）・Ⅸ
	消音チャンバー・消音エルボ	L・（ロ）・Ⅷ

（注）１．厨房ダクトの保温材は、管轄消防の規則を確認の上、選定すること。

給排水衛生設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ハ）・Ⅶ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	ＰＳ内及び空隙壁中	—
	県営住宅ＰＳ内	c2・（ハ）・Ⅶ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	—
	機械室、書庫、倉庫	—
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	ＰＳ及び空隙壁中	—
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	—
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ロ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b・（ロ）・Ⅰ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅰ
	ＰＳ内及び空隙壁中	d・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出及び浴室、厨房内の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ロ）・Ⅰ

（注）１．消火、排水及び通気管のうち見えかかり部は塗装を施す。
２．排水管の管種が耐火二層管、耐火ＶＰの場合は、保温を要しない。
３．施工種別ｂの材料及び施工順序３、４に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
４．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール　・ロックウール）とする。
５．消火管屋外露出部保温仕様は、e3・（ハ）・Ⅶとする。
６．便所内露出ＳＵＳ管及び流し内露出ＳＵＳ管は保温を要しない。
７．空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、原則としてＦ☆☆☆☆とする。

章	項目	特記事項
	19 防凍保温	※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。 ・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は下記仕様により防凍保温を行う。 ※保温仕様は保温厚さを40mmとする。 ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。
	20 塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。
	21 電線	特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。
	22 はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてＸ線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
	23 管の埋設深さ	（１）公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 （２）構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで６００ｍｍとする。 （３）その他の場所では、地表面(舗装する部分では路盤材下面)から管の上端まで300ｍｍとする。
	24 既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
	25 絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と銅管及びこれに類する部分　※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※５０Ａ以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ　・全て絶縁フランジ
	㉖ 他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
	㉗ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
	㉘ 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について工事完成期日後１４日まで、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
	29 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
	30 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない
	31 誘導電動機	三相誘導電動機はＪＩＳ　Ｃ　４２１３（ＩＥ３）トップランナーモーターとする。
	32 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン　※適用する　・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、Ａ３二つ折り製本４部とする。
	㉝ その他	（１）本工事にかかる官公庁への諸手続はすべて受注者が代行し、その費用は受注者の負担とする。 （２）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （３）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 （４）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月７日までに監督員に提出する。 （５）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。

章	項目	特記事項
● 改修一般事項（付加事項）	① 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
	2 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （１）内部足場　※　脚立足場　・枠組足場　・ （２）外部足場　※Ａ種(枠組足場)　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
	3 既存部分養生・既存家具等養生	（１）関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート　・合板　・
	4 備品等の移動	・別途工事　・本工事　※接続配管等の取外し、接続は本工事
	5 仮設間仕切り	（１）関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種
	6 撤去後機材の扱い	（１）改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 （２）撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有すものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
	7 支持金物の再使用	（１）インサート金物　・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる　※新品 （２）形鋼支持金物等　・再使用できる　※新品
	8 あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
	9 フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入　・フロン再生後引き渡し　・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
	10 総合調整	・全体再調整　※改修部及び影響部のみ調整
	11 既設基礎類の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
	⑫ アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
	13 その他	（１）図面上の縮尺は、ＪＩＳ　Ａ1版とした縮尺とする。 （２）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 （３）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 （４）ＦＦ式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について ＦＦ式温風暖房機の一時取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。

2025.12

お茶香るまち　狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262

○空気調和設備

1　設計温湿度

	外気		屋内 一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	37.1℃	47.1%	28 ℃	%	℃	%	℃	%
冬期	0.5℃	49.4%	20 ℃	%	℃	%	℃	%

※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。

2　総合試運転調整

※本工事　・別途
風量調整　※する　・しない
水量調整　・する　※しない
騒音の測定　・する　※しない

室内気流及びじんあいの測定　・する　※しない
初期運転状態の記録　※する　・しない
工事対象範囲の既設機器運転状態の記録　※する　・しない

3　煙　道

（1）鉄板厚　（※3．2mm　・4．5mm　）
（2）ばい煙濃度計　※設ける　・設けない
（3）ばいじん量測定口　※設ける（測定口は８０Φとする）・設けない

4　煙　突

※別途　・本工事

5　長方形ダクト

※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
長辺の長さ１５００mm以下　※共板工法　・スライドオンフランジ工法
・アングルフランジ工法
それ以外の部分　※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製）　・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）

6　円形ダクト

※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製　・ステンレス製）　・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・換気用耐火二層管（大臣認定品）　※フレキシブルダクト（・保温付　・保温無）
(注)１　使用区分は図示による。

7　風量測定口

取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
送風機吐出ダクト又は吸込ダクト、外気取入ダクト、空調機出口チャンバーの分岐ダクト

8　チャンバー

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバ及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。
・３００×３００　・３００×５００　※４００×６００　・５５０×７５０
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

9　吹出口及び吸込口ボックス

※亜鉛鉄板製　・グラスウール製

10　ダンパー

（1）防煙ダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（2）ピストンダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）

11　配管材料

（1）冷温水管　※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（2）冷却水管　※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（3）ブライン管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
（4）冷媒管　※断熱材被覆銅管
（保温厚mm　ガス管　※20以上　・10以上　液管　・20以上　※10以上）
（5）ドレン管（屋外）　※硬質塩化ビニル管ＶＰ(カラー)　・配管用炭素鋼鋼管（白）
ドレン管（屋内）　※保温機能付空調用ドレン管（ｴｽﾛﾝACﾄﾞﾚﾝﾊﾟｲﾌﾟ相当品）
・耐火二層管ＶＰ（ＦＤＰＳ－１）
・配管用炭素鋼鋼管（白）　・硬質塩化ビニル管ＶＰ
（消防協議事項：　）
ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧１ｍを超える配管には使用しない。
（6）油管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
（7）蒸気管　給気管　※配管用炭素鋼鋼管（黒）　・
還　管　※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40　・ステンレス鋼管
（8）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管
※配管用炭素鋼鋼管（白）　・
（注）樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。

12　弁　類

規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示及び共通仕様書による。
また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。

13　温度計

取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管(出入口共)、冷却水管(出入口共)　※空気調和機の冷温水管(出入口共)
※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンバー、レタンダクト、
外気取入ダクト及びレタンチャンバー
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管　※熱交換器の温水管（出入口）　・

14　圧力計

取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共）
※空気調和機の冷温水管（出入口共）
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管　※熱交換器の温水管（出入口）　・

15　瞬間流量計

瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※１個　・　個）付属とする。
・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形　・着脱形）を設ける。
・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形　・着脱形）を設ける。

16　油面制御装置

※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形　・着脱形）を設ける。
制御盤には（※給油ポンプ制御　※満減油警報　・遠隔警報　・電磁弁制御
・　・返油ポンプ制御　）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。

17　冷却塔

※直交流式　・向流型
※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置　※自動ブロー装置　・
補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。

18　空気熱源ヒートポンプ空調機

標準仕様書によるほか下記による。
（1）圧縮機原動機の制御方式　※回転数制御　・オンオフ制御
（2）冷媒　ＨＦＣ（Ｒ４１０Ａ、Ｒ３２又はＲ４０７Ｃ）
（注１）Ｒ４１０Ａを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。
（注２）Ｒ３２を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。
（3）埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。

○換気設備

1　長方形ダクト

※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
長辺の長さ１５００mm以下　※共板工法　・スライドオンフランジ工法
・アングルフランジ工法
それ以外の部分　※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製）　・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分　※Ｂ区分）

2　円形ダクト

※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製　・ステンレス製）　・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・耐火二層換気管　※フレキシブルダクト（・保温付　・保温無）
(注)１　使用区分は図示による。

3　風量測定口

取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
送風機吐出ダクト又は吸込ダクト，外気取入ダクト

4　チャンバー

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。
・３００×３００　・３００×５００　※４００×６００　・５５０×７５０
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

5　ダンパー

（1）防煙ダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（2）ピストンダンパー　復帰方式（※遠隔　・　）

6　多湿箇所の排気ダクト

（1）排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（ＶＵ）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。
※浴室（シャワー室、脱衣室を含む）　・
（2）水抜き管は（※厨房、浴室　※結露水が滞留する部分　・　）の排気ダクトには設ける

7　保　温

下記のダクトの保温を行う。
※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト
仕様はＮ・（ロ）・ＸＩとする。
保温施工範囲は、給気用ＯＡダクトは全て、また、排気用ＥＡダクトは外壁より１ｍの部分とする。
※（※厨房　・湯沸室　・　）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はｈ・（イ）・Ⅸとし範囲は図示による）

8　試運転調整

風量調整　※する　・しない
風量測定　※する　・しない
騒音の測定　・する　※しない

○排煙設備

1　ダクト

※亜鉛鉄板　・

2　排煙口の形式

※天井取付（・スリット形　※スイング形）
・壁取付　（・スリット形　・スイング形）

3　排煙口手動開放装置

開放及び復帰方式　※ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）

4　排煙風量測定

建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自動制御

1　中央監視制御装置

・有り　※無し

2　構成・機能

図示による

3　電気計装用機材

使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線またはＥＭケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。

天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○衛生器具設備

1　小便器用節水装置

JIS B 2061（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。

2　バリアフリー対応

・小便器　※全部ストール形　・一部ストール形
手すり（・本工事　※別途工事）
・洗面器　※自動水栓（・全部　※一部）　・レバー式水栓（一部）
・シャワー　※サーモスタット式　・ミキシング式
※スライドバー　・フック　※止水機能付節水形シャワーヘッド
・鏡　※６００×８００（耐食鏡）　・傾斜鏡（・照明無　・照明付）

3　衛生器具付属水栓

（1）器具付属止水栓は　※ドライバー式　・ハンドル式
（2）水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。

4　自動水栓類の電源

※ＡＣ１００Ｖ　・乾電池等　・自己発電

5　暖房便座

（1）JIS A 4422（温水洗浄便座）とする。
（2）機能種別　※温水洗浄　※脱臭　・温風乾燥　・トイレ室内暖房
（3）温水洗浄加熱方式　※瞬間式　・貯湯式
（4）使用流体は、飲料用水道水とする。
（5）リモコン　・ＡＣ１００Ｖ　・乾電池等　※自己発電

6　大便器洗浄弁・洗浄用タンク

器具表又は下記の場合を除き、※節水Ⅰ型・節水Ⅱ型とする。
・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式）
・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。

7　掃除流し

※共栓なしとする。　・共栓付とする。

8　排水器具用ｺﾞﾑ継手

※使用できる　・使用できない

9　標記板

大便器、小便器の洗浄水用に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。

10　水せっけん入れ

せっけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。

11　擬音装置

トイレブースに設置する。

12　その他

衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。

○給水設備

1　配管材料

配管材料は　※下記　・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記）　による。

	施工箇所	管種別
上水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ　・ポリブテン管
	ウエット厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管)	※ＳＵＳ　・ＨＩＶＰ　・ポリブテン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ
	地中埋設部（水道直結部分）	・ＨＩＶＰ　・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ　・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	県営住宅　住戸内	※ポリブテン管 ・架橋ポリエチレン管
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所天井内	※ポリブテン管（１０mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管
	その他の部分	※ＳＵＳ　・ＨＩＶＰ　・ポリブテン管
中水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ　・ＨＩＶＰ　・ポリブテン管
	湿潤シンダー内配管	※ＳＵＳ　・ＨＩＶＰ　・ポリブテン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ　・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所天井内	※ポリブテン管（１０mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管
	その他の部分	※ＳＵＳ　・ＨＩＶＰ　・ポリブテン管

(注)１．ＳＵＳとは、JIS G 3448 またはJWWA G 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（・圧縮　・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌﾟﾚｽ ※拡管）便所・廊下流し廻り露出配管（※拡管）とする。
２．ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。
３．飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するための衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。
４．建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用桝を設ける。
５．口径２５Ａにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。
６．高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（ＰＥ１００）を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。
７．地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。
８．樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。
９．住戸内は、さや管ヘッダー配管システムとする。

2　一体形タンク

一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。

3　水　栓

※給湯用水栓を除き大きさの呼び１３の水栓は、節水コマとする。
・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。

4　量水器

※親メーター（※貸与品　・　）　・子メーター（※買い取り・　）

5　量水器桝

※水道事業者指定品　・標準図ＭＣ形

6　弁　類

規格はＪＩＳ又はＪＶとし、水道直結部分は１０Ｋとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示及び標準仕様書による。

7　水栓柱

・防寒コンクリート水栓柱（１２００Ｌ）　※不凍給水栓

8　建物導入部配管

図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ））

9　検針方法

水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。

１０　水道利用加入金

水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。

１１　本管取出し

水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。

○排水設備

1　配管材料

配管材料は　※下記　・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記）　による。

	施工箇所	管種別
雑排水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
	厨房等の温排水	※ＳＧＰ（白）・
	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
汚水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
	耐火性能を要求される場所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・排水用ﾉﾝｸｰﾙﾎﾞﾝﾄﾞ塗装鋼管
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
共通	地中埋設部	※ＲＳ－ＶＵ又はリサイクルＶＵ　・ＶＵ ※ＲＥＰ－ＶＵ(軽荷重の場合) ・ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ　・ＶＰ
通気配管	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※リサイクルＶＰ又はＲＦ－ＶＰ　・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管

（注）１．リサイクルＶＰ、リサイクルＶＵはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管、RF-VP、RS-VU又は、REP-VUは標準仕様書第２編２．１．２．６による。
２．雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。
３．原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はＹ４５度で行う。
４．樹脂管には熱伸縮による破損を防止する措置を講ずること。

2　洗面器等の排水管

洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップする。

3　満水試験継手

３階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。
・掃除口付きソケット　※満水試験用掃除口ソケット

4　桝の適用

別紙桝表による。

○給湯設備

1　配管材料

・露出部　Ｍ銅管　その他　保温付被覆銅管（Ｍ銅管）
・一般配管用ステンレス鋼管
・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）

2　絶縁フランジ

取付部は下記による。
※鋼管と銅管及びこれに類する部分
※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分

3　弁　類

（１）規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示による。
（２）ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。

4　ガス瞬間湯沸器

※屋外設置の潜熱回収型　・PS扉内設置の潜熱回収型

5　電気給湯器

飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。

○消火設備

1　配管材料

屋内消火栓用　一般配管※ＳＧＰ（白）　・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
地中埋設・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＨＩＶＰ
※高密度ポリエチレン管（消火用）
消火用　一般配管※ＳＧＰ（白）　・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
地中埋設・ＳＧＰ－ＶＳ　・ＨＩＶＰ
※高密度ポリエチレン管（消火用）
不活性ガス消火用　※ＳＴＰＧ370（白）Sch40　・ＳＴＰＧ370（白）Sch80

2　建物導入部配管

図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ））

○ガス設備

1　配管材料

・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。埋設配管はＰＥ管を原則とする。
・液化石油ガス　一般配管　※ 合成樹脂被覆鋼管　・ ＳＧＰ（白）
地中埋設　※ ガス用ＰＥ管　・

2　漏洩検知装置

漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。

3　液化石油ガスの供給権

ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。

○厨房設備

1　厨房機器の固定

原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。

2　シンク用水栓

※レバー式泡沫水栓　・自動水栓

3　安全装置の機能の適用

標準仕様書第5編１・6・1の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第１条　この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

第２条　受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
・種類及び処理量　汚泥（油分を含む汚泥）　．　m3
・中間処理施設　市　地内、（株）
・処理方法　・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
２　受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第３条　受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
２　受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
３　受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
４　受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

第４条　受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
２　受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。

第５条　濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
２　受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
３　この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

2025.12

改修前

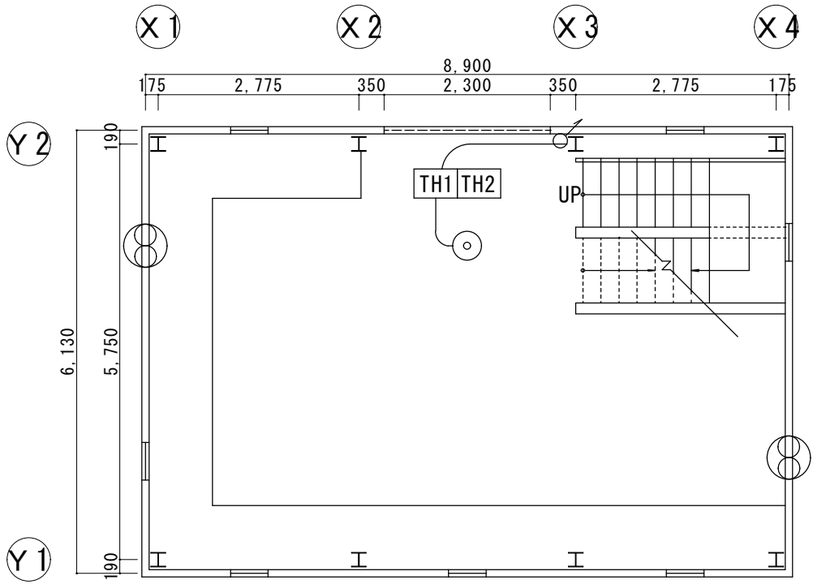

1階平面図

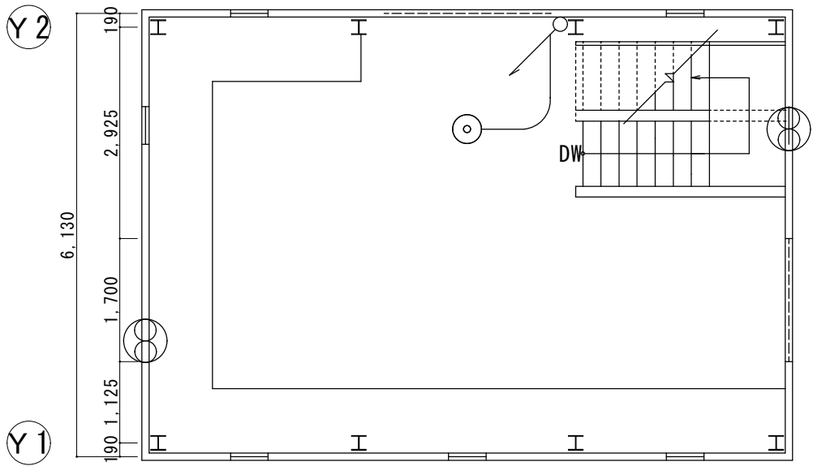

2階平面図

凡　例

記　号	名　称	備　考
	換気扇　250φ	【撤去】
	有圧形1φ100V	シャッター・ウェザカバー共 (VS-254SK、VS253相当以上)
TH1 TH2	温度調節器	2台(100V.7A)【撤去】
	温度検出器【撤去】	
	温度調節器付属品	(リード線共)

改修後

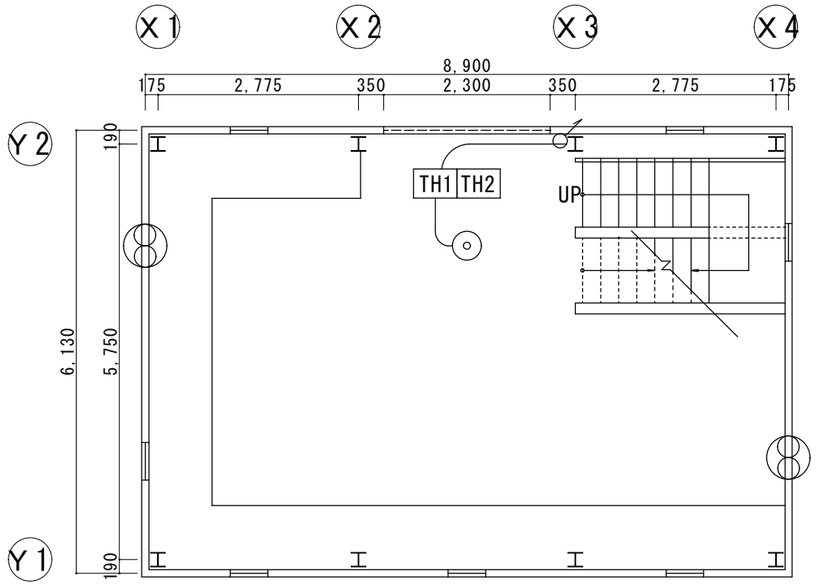

1階平面図

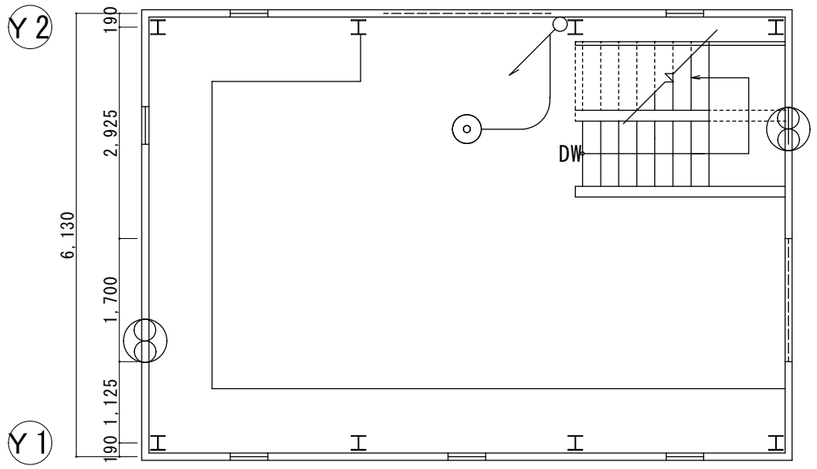

2階平面図

凡　例

記　号	名　称	備　考
	換気扇　250φ	【新設】
	有圧形1φ100V	シャッター・ウェザカバー共
TH1 TH2	温度調節器	2台(100V.7A)【新設】
	-	
	温度検出器	【新設】
	温度調節器付属品	(リード線共)

お茶香るまち 狭山市
都市建設部建築住宅課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-8877
E-mail：kentiku@city.sayama.saitama.jp

設計年月日	2026.6	
工事名	狭山市中部備蓄倉庫改修工事	図面番号
図面名	換気設備図(改修前・改修後)	M-03
縮　尺	S＝1：60	